

第六十三回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第五号

昭和四十五年三月十二日(木曜日)

午前十時三十八分開会

委員の異動

三月五日

山田 勇君

三月十二日

阿部 憲一君

辞任

補欠選任

市川 房枝君

補欠選任

二宮 文造君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

船田 護君

安田 隆明君

山崎 竜男君

吉武 恵市君

若林 正武君

加瀬 完君

竹田 四郎君

千葉千代世君

和田 静夫君

阿部 憲一君

二宮 文造君

市川 房枝君

国務大臣

自治大臣

国務大臣

警察庁長官官房

長

富田 朝彦君

警察庁刑事局長

警察庁交通局長

警察庁警備局長

法務政務次官

公安調査庁次長

自治大臣官房長

自治省行政局長

自治省税務局長

消防庁長官

警察庁刑事局保

安部局長

大蔵省主計局調

査課長

自治大臣官房参

事官

事務局側

常任委員会専門

員

鈴木 武君

長谷川俊之君

金子 太郎君

首藤 堯君

高松 敬治君

久保 卓也君

川島 広守君

大竹 太郎君

内田 達夫君

鎌田 要人君

官澤 弘君

降矢 敬義君

松島 五郎君

本日

の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査

(昭和四十五年度自治省の施策及び予算に関する件)

(昭和四十五年度警察庁の施策及び予算に関する件)

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

昭和四十五年度自治省の施策及び予算に関する件を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

も相当努力をされて、年々伸びております。補助金についても、消防施設強化促進法に基づく補助金のほか、予算補助の面でも確かに伸びております。総じて一般予算の伸び率よりも消防関係予算の伸びがはるかに高いといわれながら、そう充実感を感じさせないどころか、ある意味ではますます心細さを感じさせるのは、そこにはいわずに都市化時代、高度社会に対応した異常な消防行政需要が存在するからだと私は思います。そこで考えなければならぬことは、市町村消防そのものの充実であることはもちろんであります。市町村消防ではどうして処理し切れない特殊火災対策であります。昨年十二月八日に出された行政管理局の消防行政に関する行政監察結果に基づく報告も、この特殊火災対策について一項目設けて、さらにそれを港湾及び空港、石油コンビナート地区、地下街、中高層建築物地区、温泉地区、四つに分けてそれぞれ答申を行なっておりますが、その中で、消防法第十四条の三に規定する自衛消防組織の強化ということが言われておりますが、現状はどうなっているのか、あるいはどのような方向をたどっているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○政府委員(松島五郎君) 消防法に規定しております自衛消防につきましましては、政令で定める基準に従いまして、それぞれの関係の危険物等を持っておりまして、その中で自衛消防隊を置かなければならぬ、こういうふうにして整備を進めてきています。このようにございます。

○和田静夫君 それはわかってはいるんです。現状は一体どういふふうになっておりますか。

○政府委員(松島五郎君) 現状と申しますと、そういうことで整備してきておりますので、いま手元に、どこにどれだけのものがあるのか、これは資料を持っておりませんが、それぞれこの法律の定めるところによって設置しているという現状でございます。

○和田静夫君 そうすると、資料を調べれば大体現状をわれわれが検討できるような形で出しているだけな予定ですか。

○政府委員(松島五郎君) 資料のまとまっておりますところにつきましては、御提出いたします。

○和田静夫君 では後ほど届けていただきたいと思いますが、消防行政についていろいろと語られるときに必ず出てくる問題は、人手不足ということとあります。しかし、一方では勤務内容は高度化するばかりだと思ふんです。この問題をどう解消したらよいかといへば、私は、一般的に言われる労働条件改善以前に、消防の場合、近代的な労働関係の確立が実は急務だと思ふのです。消防団員制度などというのは、近代消防には似つかわしくない制度だと思われてはかたがたありませんが、いかがお考えですか。

○政府委員(松島五郎君) 消防団の制度は、御承知のとおり市町村の自分の地域の安全は自分たちでもって守ろうという地方自治の精神から出発したものでございまして、そういう意味から申しますならば、地方自治の観点から必要制度ではなからうかというふうに考えます。また、かたがた新しい社会の進展に伴いまして、火災の態様というものが変わってまいりまして、したがって消防に当たるという必要性もだんだん強くなってきたことは確かでございます。そういう面から申しますならば、できるだけ常備化を進めていくという方向がとられなければならないというふうに考え、われわれとしてもその方向で進めてきておるわけでございます。しかしながら、いかに常備化を進めてまいりましても、常備化をいたしてまいりためには相当の経費というものが

も必要でございますし、そうなりますと、火災の発生率の問題と経費の問題というようなもの

○政府委員(松島五郎君)　やはり私はそういうふう
うに考えております。

○和田静夫君 全くとんでもない話で、いま大臣が見えたら、この部分についてはもう一ぺんお聞きします。

人手不足、そしてオーバーワーク、こういうような現況については、さきの勧告に先立ち監察を行なった行政管理庁の監察官も明確に認めているですね。これはお認めになりますね。

○政府委員(松尾五郎君) 御承知のとおり現在の消防の体制は市町村単位になっておりますので、常備消防につきましても、市町村によつてかなり勤務の実態と申しますか、繁閑が私には違つてゐるようによつて見ましても、人口一万人当たりの火災の

発生件数は、年間、東京都の特別区におきましては八・一件でございますけれども、町村部におきましては二・九件ということでございますから、人口一万人の町で一年間に火災の発生が三件ということ

とでございます。そういうふうに考えてまいりますと、町村の場合は全部常備消防になっているわけではございませんけれども、常備消防になりました場合においても、年間にほんとうの火災で出動する件数というのはきわめて限られた回数であるというふうに考えられるわけです。そういう面からいえば、勤務がオーバーワークになつていくというふうに必ずしも言えない面があるように思います。ただ大都市等におきましてはどうかと思います。

は、最近火災の発生件数も非常に多くなっております。そのほかに予防業務というのが非常に重要性を増しております。要するに火災があるから出

動するという以外に、火災を起こさせないために、常時消防職員がそういう活動をしてもらわなければならぬという面がふえてきておりますので、そういう面につきましては、かなり忙しいところもあるかと考えております。そういう部分につきましては、できるだけ人員の充実をはかる

ように努力をいたしておるわけでございます。

○和田静夫君 それじゃ、大臣見えましたからちよつと最初に返りますが、実は、地方行政委員会における自治大臣の所信表明、読ませていただ

いたのでありますが、私、一枚、実は所信表明抜けてるんじゃないかと思つて、何度もページ合わせてみたら、ページが合つてゐるんです。そこで、七二年に沖繩が返つてくるというのはうそなわけですか。

○國務大臣(秋田大助君) 御承知のとおり、うそ
ではありません。

○和田静夫君　そうしますと、所信表明の中に
沖繩問題に対しては、自治大臣としては何もお考
えはない、ということですか。

○國務大臣(秋田大助君) 考えないわけではござい
ません、一応総理府のもとに、沖繩返還並び
にこれに関する準備処置の問題が取り扱われてお

明に取り扱わなかったのですが、内部においては、あるいは準備処置等心組みをいたしておることは申すまでもございません。

○和田解夫君、たいへん不満の意を表明をしてきたと思います。何といったって、この国会、沖繩の問題というのはたいへんな焦点だと思ふのです。予算委員会等の議論を通じて、ほかのところへ論議がいつておりますけれども、私は、少なくとも沖繩の問題を中心として、一体昨秋行なわれたニクソン・佐藤会談の真実は何であつたかということを国民の前に私たちが知らせる、そういうことを義務づけられている。本来ならば臨時

国会でそのことをやって総選挙というのがあたりまえだったと思うのですが、そういう意味を持っておる国会の中で、少なくとも新任大臣の所信表

明の中で一番重要な問題が落とされていくことになる。これは不満の意を表明をせざるを得ません。で、すでに大蔵省は、大臣のおことばではあありませんが、各省それぞれ方針を出してるんですね。大蔵省は沖繩復興に特別会計を設けることや、あるいは四十六年度から、沖縄援助費のうち

地方行政費を交付税で見るようにしたいという考

え方を明らかにしてある。運輸省も沖縄開発の基
本方針を明らかにしていますね。しかるに自治省
は、沖縄の地方制度をどうするのかという点につ

すから、われわれ、まあ知るよしもないんです。何か自治省関係の官僚の方々も沖繩へたくさん行っているようですが、それは一体どういうことを意味するのか、御答弁願いたいと思います。

す。
○国務大臣(秋田大助君) 實は所信表明の原稿作

の点を指摘いたしましたので、考慮にのぼせたのであります。しかし、御承知のとおり沖繩の現状と本土

の現状と、行財政組織にいろいろ格差、違いが
ございます。これのすり合わせということは、非常
にデリケートで困難な問題を含んでいると思いま

構構的には、総理府総務長官のもとに御管轄を願っておりますので、そういう諸般の事情を考慮いたしましたので、慎重を期した次第でございます。

しかしながら、沖繩を本土に復帰させるにつきましては、本土との一体化をはかりまして、行財政等の水準につきましても、十分準備体制を整えて、これが本土復帰に少なくとも円滑を欠くことのないように処置をすべきは当然でありまして、その大綱について少なくとも述べるべきであつたかと、ただいま反省はいたしております。以上のような事情をひとつ考慮、御了承を願いたいと思つております。

○和田静夫君 理事会で制限された時間ですから、後の機会に沖繩の本土復帰に伴う地方制度の改革については十分議論をさせていただく。委員は議論の場を手覚えてもらいたいと思うのです。

長官の考案としておきませんが、前提として、土臣でなくてけっこうですが、自治省はいま復讐に伴う沖繩の地方制度改革によって、何と何が問題であるとお考えになつてゐるのか、聞かしていただきたいと思います。

○和田静夫君 私は、地方行政は行政効率を追及する以前の問題として、まず地方自治体の自発性、創意性、そういうものを引き出す観点が實かれていなければならぬということを常日ごろ痛感いたしております。前の国会でも野田自治大臣にも申し上げましたが、新憲法下における地方自治の規定というものは、少なくとも憲法構造が全体として保障する民主主義との関連において不可分の要素として、わが国の伝統的な、言ってみれば官僚制支配に対する深刻なる反省をこめたものである。このことは私たちは常に忘れてはならない、こう思っているのです。もちろん私もアメリカあるいはイギリスの民主的な地方自治制度を原理的に導入してきたはずのわが国の現行制度が、わが国の政治的社会的な風土の中で、住民の自治意識のある面では未成熟のゆえに、あるいは議員活動の前近代性のゆえに、所期の効果を十分發揮

したと言えないことは認めないわけではありませ
ん。しかしそれにしても、住民の近代的な自治意
識をつくり上げていく観点で国は一体どれだけの
ことをいままでしてきたのだろうかということ
を常に思うのです。それどころか、自治省は、全
部が全部とは申しませんが、これは自治体のほん
のわずかな創意性でも、自分たちが気に入らなかつ
たならば、行政的に財政的に締めつけてそれを圧
殺する態度をとってきたといつても私は過言でな
いと思う。

そのいい例が、今度の東京都の職員のペー
スアップにおいて、人事院勧告どおり五月から実
施しようというのに自治省の干渉が明確に
あります。秋田自治大臣も、深く全体をお知
りになる前に美濃部さんと何回かお会いになる
ということをやられたと思います。大臣はほんとう
におずかこの一月月分という地方自治もやはりお
認めにならないつもりですか。

○国務大臣(秋田大助君) ちよつと最後のところ
をもう一回……。

○和田静夫君 五月実施というのはわずか一月
分です。そういうわずかなところで、それも認め
めにならないのでしょうか。

○国務大臣(秋田大助君) 美濃部さんの昇給、
ペースアップを国の公務員支給時六月より一カ月
さかのぼって実行される、これは人事委員会の勧
告に従われたことでございまして、そのことはそ
のこととして評価されるべきことともしらるゝ私は
心得ております。しかし同時に、中央政府の一般
職員の給与との均衡、あるいは他の地方団体にお
ける職員の給与との関係、これらとのやはり調和
を保たねばならない、地方公務員法の私は規定
する精神であると思ひます。その点にひとつ着
目いたしますときに、何らかの反省が行なわれて
しかるべきものである。こういう観点に立ちまし
て、美濃部さんに反省を求めたのでありまして、
このことが地方自治を犯すものとは私は考えてお
りません。地方自治は、自治体の自治をもちろ
ん尊重いたし、その原則はかたく堅持するべきこ

とでありますけれども、同時に、他の地方公共
団体との統一、連絡、調整、これも同時に要望さ
れておるものと心得ますので、この点から考えま
して、自治省のとりました態度は決して自治の本
旨にもとるものではないと私は考えております。

○和田静夫君 地方公務員の給与は国に準ずる、
そういう趣旨の法律の諸条文を、自治大臣に就任
されておそれる自治省の官僚から詰め込まれて、そ
れをたてにとられた自治省の言いのがれをうの
みにされているような感じがいたします。それなら
ば、人事委員会制度というものが法律的に厳格に
されているということについてどうに一体考える
のですか。地方公務員の賃金格差の問題と言われ
ましたのですが、これは全国的な問題です。いわ
ば日本の公務員制度全般に深く食い入った形で、
私は別個に考究されるべきものだ、そういうふう
に実は考えているものであります。人事委員会と
いう法的な人事機関の勧告を守るといふ自治体のき
わめて正当な自主性ですね、これをさえ認められ
ないということになるならば、日本の地方自治と
いうのはまさに何をか言わんやという感じがするの
であります。

いま大臣の横にすわつていらつしやる鎌田さ
ん、官房長として忙しいだろうと思つたから、私
はきょうはお呼びしなかつたつもりですが、ちや
んとお見えになつておりますから幸ひなんです
が、あなたが、地方公務員月報の四十三年一月号
で述べたことは、いま私が読み上げるまでもな
く、あなたは御存じだと思ひますが、大臣に念の
ために聞いていただきたいと思ひます。「人事委
員会の勧告機能」といふのは、いったいどういふ
うに評価したらいいものだろうか。人事院勧告の
おひねり、機械的なおひねりにすぎないんじや
ないかという話になるわけです。こういう点が地
方公務員の給与改訂に関する人事委員会の勧告の
機能評価という問題につながるわけです。ま
あ、前段の部分が少し一言多いと思ひますが
ね。これはまあ性格を知つておる者が見れば何で
もないんでしょうけれども、鎌田さんを見れば

読む者は、全くけしからぬという怒りが私は人事
委員会から起こつてきたといふんだらうと思ひ
ます。これからあとなんです。「東京都の場合
はまことに数少ない例外のひとつでありまして、
現実には都と民間との給与格差を算出し、この格差
に應ずる給与勧告を行なつてゐる、いわゆる独自
方式ですが、この東京都の場合は数少ない例外で
あつて、そのほかの所は当該地域の公民格差のい
かにかかわらず人事院勧告のおひねり、機械的な勧
告をしてゐる所が多い。」

そこで大臣、いま読み上げましたように、当時
自治省の公務員部長であられた鎌田官房長が、自治
省のこの指導機関としてのようには絶賛をした数少
ない例外を、ほかならぬ自治省がつぶしかかつて
いるわけですね。東京都の人事委員会というの
はまさに数少ない例外の独自性を持つてゐる、こ
う評価をされてゐる。その人事委員会の勧告を自治
体の首長が守らうとする、そのときに、自治省そ
のものはそれをつぶしかかつてゐるわけですね。
大臣はどのように弁明をされますか。

○政府委員(鎌田要人君) 大臣がお答えになりま
す前に、私のしゃべりましたことが問題になつて
おりますので、ちよつとその間の釈明だけお許し
いただきたいと思います。

私がここで申しておりますのは、人事委員会の
勧告機能という問題を申しておるわけでございま
して、それを地方団体でどういふふうにと受けて
実施をされるかということとは別問題だといふ
ふうに私はそこは割り切つておるつもりでござい
ます。「おうむ返し」といふことばにつきまして
は、実は前に私も私おしかりをいただいたわけで
ございますが、これは確かに表現として適切でな
い。ただそこで申し上げたいと思ひましたことは、
人事委員会の調査の結果、それからこの勧告に出
されるものとの間に、何と申しますか、断絶があ
ると申しますか、この調査結果においては、ある
場合でありますとほとんど公民給与の格差はない
という数字が出ておる、あるいは国の場合よりは
低い格差が出ておるにもかかわらず、この勧告な

り意見なりのところにまゐりますという、国家
公務員になつて給与改定をやるのが適当であ
る、あるいは望ましい、こういう意見なり勧告な
りになつておる、そういうことを申ししたかつたわ
けであります。おそらく民間給与のとり方も問題
があると思ひますけれども、北海道から鹿児島ま
で同じような公民給与の格差という数字が出るは
ずはない。そのところから出てくる答えとして
は、国の給与改定に準ずる、こういう勧告の機能
といふものは一体どういふふうにと評価したらいい
ものであらうかという私の率直なる疑問の表明で
ございまして。

○国務大臣(秋田大助君) 人事委員会の勧告はこ
れは尊重するべきものであることは申すまでもあ
りません。その点における美濃部さんの行動、処
置については、私はそれなりに評価をいたしてお
ります。しかしながら、実施に關しましては、や
はりその団体の財政の事情、あるいは他の地方団
体その他民間の状況等ともやはり考慮をされまし
て、財政的な事情から、これを尊重しつつも同時
にそのとおりにある、そういう観点から、単に人
事委員会なり人事院の勧告は文字どおり尊重され
なければならぬものだ、そういう法的拘束力があ
るんだとは考えておりません。十分尊重するべ
きは申すまでもないことと申すのであります。

○和田静夫君 時間も長くなりますから、十分尊
重されなければならぬといふ大臣のおことばを
そのまま受けとめておきます。
で、私はやつぱり最近特に思ひますが、地方
自治とは何か、自治とは何かといふことをつら
つら考へてみますと、政治の中に人間性を回復す
ることだといふ感じが非常に最近強くするん
です。どうもやつぱり企業本位に地域開発政策が進
められてきたり、そういうことが非常に多いん
です。で、過疎の中に老人が孤独の中で泣くとい
う状態などを、特に私は北陸を回る機会が多いで
すから、何べんも何べんもぶつつかると、そういう
感じがするんです。そこで、自治とは人間性を政

治の中に回復するものであると考えてみて、やっぱり自治省がもっと果たさなければならぬ役割りがたくさんあると思う。たとえば立川のあの飛行場ですね。市議会の諸君が特別委員会をつくって満場一致で、平和利用のために、防衛庁の施設関係に対して、たとえば道路は開放してください、あるいは社会福祉的な施設としての公共施設をあのの中につくってください、あるいは立川の駅の貨物駅に関してはそこに移してくださいなどという要求を住民との関係で話し合せて上げていく。それは当然自治省は側面的に、防衛庁なりに対してその立場を尊重しながら行動を展開する。そこに初めて私は、自治省が自治の本旨に基づいて存在をする、そういう省としての役割りを果たしていくと、こう思うんです。ところが住民には、あそこは自衛隊が入ってきて使うんだなどというような形で、五十年ぶりに爆音から解放されて、静寂を、人間的な生活の場を取り戻した立川の市民が何も知らないところで、そういう形のものが行なわれてしまうなどという悲劇もあった。最近もまた経験しつつあります。ああいう場合に、自治省がとられた、やられた、そういうことについて、この機会に立場を明らかにしていただきたいと思っています。

○和田静夫君 立川の基地の問題の取り扱いについて、具体的に官房長あたり……

○政府委員(鎌田要人君) 立川の問題につきまして、自治省といたしまして特別の行動をとったことはございません。

○和田静夫君 そうしますと、これは大臣まだ就任前の話ですが、たとえば昨年の十月に、これは政府側もまあ一部分は知っておったのでしようが、あつと驚くぐらいアメリカが一方的に、使用不能になったからやめる。私は昭和二十九年砂川の基地の反対闘争の先頭に立っていった一人であります。そういう意味では、私たちの非武装の闘いの成果が十五年ぶりに実った。これからあの広場が東京都民の生活の広場として、立川の行政の中の、いわゆる民衆の生活の広場として返ってくるんがあるだろうと考えたほどです。自治省としては、当然あれだけの広大なものが使用不能になった、そうすれば事後に一体どうこれを活用していくか、東京都民のために、立川市民のために、こういう形の観点に立たれるのは当然ではないですか。それに対して何ら措置を講ぜられないということに対しては、これはもうたいへん不信の念を持たざるを得ません。いかがですか。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま申し上げましたとおり、地方自治行政というものは、その自治を尊重するべきことは申すまでもありませんけれども、同時に、これは日本の国家というものを離れた日本の地方あるいは日本の自治行政というものはないのでござります。そこで、現実のこの時点、この国際環境におきまして、立川問題と自治問題との接点の調和を求めなければいけません。したがって、これは自治省といたしましては、防衛庁なり、外務省なり、その他行政当局との国策の関連において処置をさるべきものでありまして、私、就任前の立川の具体的な処理におきまして認識十分つまびらかでございせんから、具

体的にお答えを申し上げる立場にたたいまありません——立場はありますけれども、知識をつまびらかにいたしておりませんが、趣旨としては、自治省といたしましてその点において欠くところはなかった、こう私は考えております。

○和田静夫君 前段のほうは大臣の答弁非常によかったのですが、一番最後非常にあれなんです。私が、私はさっきから強調される調和発展は否定をしません。しかし、それも私は自治省というフィルタを通して言うことがやはりたいへん大切なことだと思います。そこが日本の政治の中で忘れられているところには実は多くの問題が出てくるのではないかと、こう思います。そうして国のためにといわれるその立場に立って見ても、私はその国の国民の生活全体を包括するものでありますから、その立場に立てば、自治省は明確に立川の基地のあとの利用問題について、たとえば防衛庁の意向があれば、われわれの立場はこうだというくらい主張は当然あつてしかるべきだし、自治体では住民を広範に巻き込んで、平和利用の要求が上がつているのですから、それにこたえる道での努力があつてしかるべきだと思ふ。そうして結果的にはこうなつたと言われるならまた話は別です。ところがその経過というものの、過程というものは、鎌田官房長の先ほどの答弁では、なかったのではありません。そういうことを私は問題にして、そういうことは今後たいへん困る、こう考えます。

○政府委員(鎌田要人君) 立川の問題に限らないと思うわけでござりますけれども、そういった基地のあと地をどういうふう利用するかということになりますと、物体は国有財産でござりますし、その市としての将来の計画というものもございましょう、あるいは都の場合でございまして、都としての全体の土地利用計画と申しますか、施設の利用計画というものもある、そういうものがある程度ございまして、それに対してこういうところがネックになっている、自治省としてこうしてほしい——現在の仕組といたしまして、市町村の

行財政の指導といたしましては、都道府県というものを間にもう一つ置まして、私どももいたしましては行なっているというのが実情でございまして、したがって、そういう問題につきましては、やはり都道府県が第一的にいろいろ相談に乗ってあげられる、そこで計画が立てられたところで、各省の問題としてあがつてくる、その場合に、自治省としてどういった形で連絡調整ということが出来るか、こういうことに相なるうかと思つております。

○山本伊三郎君 自治大臣に初めてちよつと意見聞きたいと思ひます。

先ほど和田委員に対する地方自治の基本的な問題について、具体的な問題としてちよつと私は気になりました。地方自治権と申しますか、それは一つ認めざるを得ない、「しかし」と言う。いつもあなた「しかし」があつていついてる。これが問題でございまして。言われたのは、地方自治と国の統治権との調和、こう私は受け取るわけです。具体的な例として和田委員は、立川におけるあの基地の問題を取り上げられましたが、時間がありまけんから簡潔に結論だけ申し上げます。かつて私は東富士演習場の問題でも、山梨県民の意向を無視して、政府はいまだに解決のできない問題が多々ある。これは基地問題だけではございせん。その際に私は、和田委員の質問の趣旨は、自治省は国家の一つの統治権の一環の自治省であるから、どうも要するに国の行政の方向に加担しやすい。ばくらは、地方自治体のいわゆる自治体の一つの味方として常に政府部内で主張をしてもらいたいという希望を持っています。かつて戦後自治省の前にもいわゆる地方財政委員会という組織でやつて出ました。庁になり省になつて、結果は国の統治権の重みを持ってきたおるといふ状態。時間ありませんから例は示しません。そういう点で、初めて大臣になられましたので、地方自治というのに対して、少なくとも自治省

第二部 地方行政委員会会議録第五号 昭和四十五年三月十二日【参議院】

は、政府部内、大きく言えば国家統治機関の中において地方自治体に対して常にこれを擁護していく立場をとっていただきたい。例を申しません。そういうものについての考え方——「調和」と申されまじけれども、やはり私はむしろ自治体にあなたが立つた立場で、いわゆる閣議でもつても秋田自治大臣はそういう立場で考えてもらいたいという考えを持っておるんですが、これに対する御所感を聞きたい。

○国務大臣(秋田大助君) まさに地方行政、自治行政の本旨から見て、ただいま先生御指摘のとおり立場をとるべきと考えております。しかし——また「しかし」ということがつくづくというおしかりを受けるかもしれませんが——国というものを別にして地方自治というものが宙にあるわけじゃございません。そしてまた、国の地方行政の面においては内政面の地方行政があると同時に、国の外政面に自治行政が関連する点がございまして。この接点におきましては、これは表現が「調和」と申しては妥当な欠くかもしませんが、何らかの調整があることは当然でございます。今日、世界がユートピアになつて一國のような状態に世界がなりましますならば、まさに山本先生のおりの立場で首尾一貫した立場を私とれるかもしれません。しかし、現実の国際社会というものを見ました場合に、それと地方行政との接点の場合に、ことばは適当でないかもしませんが、理屈どおり、文字どおりに自治行政の立場だけを買く、純粹にその立場を買くということはなかなか問題があると思ふんです。この点、これはまあ人生觀の相違に最後は帰着いたすかもしれませんが、私はただいま申しましたような立場に立っております。

○山本伊三郎君 ばくは地方自治体の立場だけを固執できないことは知っております。自治省は国家行政機関の一翼ですから。しかし、少なくとも自治大臣、自治省は、先ほど言いましたように、自治体をどう発展させ地方民を守っていくかという立場を重点に考えてもらう。「調和」と言われ

ましたけれども、いまの現実を見ますと、むしろ国家の統治権のほうに重きを置いたようなものが多いのです。和田委員がたまたま指摘されましたけれども、そういうふうには、私は少なくとも自治省、自治大臣はそういう立場をとってもらいたい。何も地方自治体の首長のような立場を守れと言っておりませんよ。そう理解しておりますけれども、少なくともそういう考え方でやってもらいたい、こういうことです。答弁は要りませんけれども。

○和田静夫君 次に、広域行政とその行政の簡素化の所信表明の部分についてお聞きをしますが、昭和三十三年の九月に臨時行政調査会が提出をした「広域行政の改革に関する意見」、それもまあ指摘をしていますが、「広域行政」という概念は、あるいはその問題の性格について論者の見解は必ずしも確定をしております。むしろ広域行政ということばはきわめて融通性を持ったあいまいなものとしたところとして使われております。それにしても広域行政という場合は、今日私は次の二つの観点で取り上げられていっているという特徴があると思ひます。

その第一は、変化した、あるいは変化しつつある今日の社会経済状態に対応して既存の行政制度を改め時代の要請に適應した制度に再編をする、そういう問題の一つとして提起をされていまして、この点は自治大臣所信表明で述べられたとおりです。

もう一つは、そうした改革が国政と地方行政の接点である府県制度の改革という問題として提起されている点に私は特徴があると思ふ。この点について自治大臣は、相変わらず色あせた自主合併方式ですね、都道府県合併特例法案ということでお茶をにごそうとされているのです。しかし私は、この時点において、問題の本質を回避をして通せるようなことではもうないと思ふのです。たとえば、いま財界から道州制をしかという提案がなされていきます。これについては自治省の考え方はどうなんだと聞けば、必ずあなた方は地方制

度調査会の議を経て云々とお逃げになることはもうわかってはいますが、しかし、この問題はいまに始まったことではありません。昭和十年代に、道州制の問題を含めて、地方を通ずる行政制度の根本的改革の機運が高まって、これをめぐって財界や官界の有力者たちがさまざまの発言をしたことを私たちは記録で知ることができます。今日、ただ一つ違つてゐるのは、われわれ革新陣営が全弾圧をされてしまつたから、そういう意味で発言をする機会がなかつたというだけであつて、その点です。もちろん、当時の状況が戦時体制であつたという特殊性はありますが、道州制が府県制度のあり方の問題を回避して出されてきている点では私は共通であると思ふのです。むしろそれは、辻清明教授なんかも述べられたごとく、行政任務の拡大に伴う行政組織分立化という現代国家に必然的に内在をする行政権限の一般的要請とかそういう発展が、戦争の勃発によつて一そう先鋭的な形で露出したにすぎなかつたとも言えると思ふのです。昭和十七年の九月二十六日から二十九日にかけて大政翼賛会の第三回中央協力会議が開かれましたが、そこで財界の代表であつた当時の日本団体生命保険会社の社長膳桂之助氏が道州制案を出した。これは地方行政の単位を県から道州とする、府県は廃止するが道州の補助機関とするという点で、いま話題になつてゐる日本商工会議所の永野重雄氏らの案と実は非常に似てゐるに、この間からいろいろひっくり返して見てびっくりしてゐる。この道州制案に対して、当時すぐれた官僚といわれた内務省の山崎次官が反対論を展開してゐます。この両者の対抗関係といひますか、あるいは均衡関係といひますか、こういう関係の上に乘つた形で、戦前の場合は地方行政協議会があのような形で現実化をしようとしたのだと思ふのです。私はこの歴史的な類推は、今日の段階における財界の道州制論と都道府県合併特例法案に相も変わらずこだわる自治省との関係に、相当——ある程度当てはまつてゐる、そういうふう

部分についてはさつぱり経過がないというふうな感じがするのです。そこでお尋ねをしたいのですが、府県制度の現状に照らしてみても、あるいは府県制度改革の地平においてともいひますか、自治省は現在道州制というものをどのようにお考えになつてゐますか。○国務大臣(秋田大助君) これは検討に値する、一つのある意味における広域行政の形と考へて、せつかく検討中でございます。

○和田静夫君 一月二十六日の地方の新聞に、自治省は広域市町村圏の推進を通して市町村の力を強めつつ道州制案を実現する考えだという記事が載つてゐるわけですね。広域市町村圏と道州制との関係というものは一体どうなるのですか。言つてみれば、こゝでいわれてゐる広域市町村圏を通じての市町村の力の強化という場合、その市町村とは広域市町村圏を構成する市町村の強化なのか、広域市町村圏が一個の強化された都市になつていくということなのか、どちらですか。

○国務大臣(秋田大助君) これは今後の発展過程にもよることであつて、いまの市町村を市町村としてただ強化するの、か、広域市町村として強化されるのか。すなわち、いま自治省が進めてゐる広域市町村圏が一つの合併をしまして市に必ずさすんだと、こういう考えを持っておれば、いまお尋ねの二つの問題は一つにそこで合するの、かもしれません。必ずそうしなきゃいかぬもの、かもしふうにも考へておられます。これはやはり広域市町村圏が市町村合併になるなり、私は少しいまの御質問よりは問題を拡大さすかもしれませんが、先ほどの道州制におきまして、やはりそういうものが成立するのには成立する前提条件があらうと思ふのです。昔の戦争時代の道州制といふこととは同じだけれども、これは軍国日本としての軍事的要求から出てきた問題です。今後の広域市町村圏、あるいはあるべき都市の形態、あるいは府県合併の形態、これはあくまでも民主的なものでなければならぬといふことを考へますと、この基礎には地域住民の納得、同一地域意

識、そういうものがなければならぬと思うので
す。それを無視しての道州制、それを無視しての
府県合併、市町村合併、広域市町村圏の施策はも
ちろんできないわけです。そういうものの同一住
民意識の根底には、道路であるとか、あるいは下
水道の整備であるとか、そういう生活環境の整
備、環境施設の整備が具体的にありまして、そう
してそういうものが生まれてくる、こう考えてお
りますから、私はその点は民主的な地方団体のあ
り方ということを中心と考えておりますので、固
定的にいまこうしなきゃいかぬという考えは持っ
ておりません。

○和田静夫君 大臣の言われたとおりに進んでお
ればあまり文句も言わないんですがね、中央から
の、言ってみれば、押しつけ的な広域行政、民主
的な民衆の意見というものはくみ上げられない、
そういう形で進んでいるものだから取り上げてい
るわけですが、磯村英一さんが最近、最近になって
自治省が広域市町村圏構想、あるいは建設省が地
方生活圏、そして経済企画庁が広域生活圏など
を提唱しているのは、やがてはその目標が広い地
域の新産業都市地域にまで及んでいくことを予測
するからだ、それではなければ、新産業都市などとい
う都市を呼称する必要がなかったはずであるとい
う議論を展開されておられるのであります。これはこ
の間の都道府県合併特例法のときに自由民主党推
薦の参考人として出られた方であることは御存じ
のとおりであります、この点は一体どうですか。

○政府委員(宮澤弘君) 磯村教授がどういふ趣旨
で言っておられるか、ただいま和田委員お読みな
さいましたことだけでは判断をしかねるわけでござ
います、申し上げるまでもなく、新産業都市
は、ああいう時代を背景に新しい工業立地を中心
にした一つの地域政策であります。昨年から自治
省が提唱いたしております広域市町村圏は、そう
いう工業生産なり経済発展という観点から主眼では
なくして、やはり住民生活の水準の向上なり充実
という観点を中心でございます。したがって、いまし
て、観点も違っておりますし、また、地域のと

方というふうなものも違つてまいります。計画と
しては、なるべく調整をするような配慮をいたし
ておりますけれども、観点が違つておられるわけ
でございます。ちよつとただいま、磯村教授のおつ
しやつたこと、私もには解しかねるわけでござ
います。

○和田静夫君 どうもわれわれの理事から時間を
迫られておりますから深追ひしませんが、私がな
ぜこのような疑問を持つかと申しますと、やはり
府県制度との関連においてなんです。かつて地方
制度調査会が府県合併の促進を答申をしたとき
に、都道府県を広域的な地方自治体と定義をして、
基礎的の地方自治体である市町村との自治の二重構
造を前提としたことはこれはまあ周知のことなん
ですが、地方自治体の広域行政体制という点から
見ますと、都道府県があれば足りるのでありま
す。もし今回の広域市町村圏構想が都道府県の廃
止を前提としたものであるならば——まあ私は反
対ですけども——それなりに筋が通ると言えま
しょう。しかるにこの構想では、広域市町村圏の
区域は都道府県知事が公示することとなつてい
る点、あるいは都道府県が必要に応じて広域行政機
構に介入をする点、あるいは広域市町村の計画の
策定実施に介入をする、そういうことになつてい
る点などですね、考えてみますと、広域市町村
圏なる特別地方公共団体は都道府県ときわめて
密接な関係になるように考えられておられるわけ
です。もし都道府県が実質的に完全に地方自治体で
あるならば、市町村の共同体に介入することは
許されないことではないでしょうか。また、もし
都道府県が完全に自治体でないとなれば、そのよ
うな介入のしかたはまさに自治に対する侵害だ
と、こう思うのです。これはいかがですか。

○国務大臣(秋田大助君) 私はその専門家でござ
いませぬから、非常にいま細かな議論を展開され
たようでございますが、しかし、私は常識的に、
府県というものは国と地方自治行政の基本的な要
素である市町村、それを主体とした広域市町村圏と
の中間にあつてその機能を十分果たすべき役割

を持つておる地方団体と考えますから、広域市町
村圏との間に介在しているの関係を持つといふ
ことは当然のことでありまして、そこに私はおつ
しやつたような問題を起すものではないと、こ
う考えております。

○和田静夫君 これはまたおおい委員会の中で
あれしますから、自治省にもし広域市町村圏を
地方自治抑圧の——まあ言い方は少しきびしい
が——手段に使おうなどという意思がないとすれ
ば、どうも自治省というものは市町村自治という
のに對するぬぐいがたい不信感を持つてやつてい
るのではないかと感じがしてしょうがない。
確かに昭和四十四年の五月二十八日付「昭和四十
四年度における広域市町村圏の振興整備に關する
措置について」各都道府県知事あて事務次官通達
には、「広域市町村圏の振興整備を圖ろうとする
希望がある地域については、下記にご留意のう
え、すみやかに」云々とある。しかし、社会資本
の決定的な立ちおくれと市町村財政の状況から見
て、各市町村が全くみずからの希望に忠実に広域
市町村圏の指定を受けるか受けないかを判断する
状況ではないのであります。広域市町村圏に關
連して、これも前国会の都道府県合併法の参考人
に見えた恒松治氏があつた次のことを私は自
治省関係者はもつて肝に銘ずべきだと思つたので
あります。「多くの市町村は心中、「財源を豊かにし
てくれるだけで十分だ」と思つておられるであらう。
「地方自治は自分たちが守つてやらなくては」
と、もし自治省が考えているとすれば、これらの
多くの市町村はかえつて迷惑に思つてあらう。私
はそこそこ地方自治があるのだと思つて、重ねて
主張したい。地方自治という、たえざる努力を必
要とする課題が、変貌する社会にふり回されるこ
とは望ましいことではないし、変化に適応しよう
とすればするほど地方自治は定着しなくなる可能
性が大きい、ということ。」「こう「市政」の五
月号では書いてある。

次に、この所信表明は、公務員行政、地方財
政、地方税制と続いておりますが、時間がなくな

りましたから、各論的に別の機会に、委員長から
さつき保証をもらいましたので、やらしてもらい
ますが、次の二、三点について最後にお聞きをし
ておきたいと思つてます。

その第一点は道路財源の問題。四十五年度の予
算編成の過程で、道路整備に關する国庫補助率の
特例の存廃をめぐる自治、大蔵両省の間で若干
のやりとりがあつた。その際、自治省も指摘をさ
れておりましたが、国、地方を比べてみた場合
に、道路特定財源の国への偏在というのはいたいへ
んおびただしいものがあつて、国庫補助事業とし
ての道路整備事業が地方財政に過重な負担となつ
てきたことについてはいまさら指摘するまでもあ
りません。しかるに、新たにまた道路整備五カ
年計画が発足しようとしておられるわけですね。まあ、
よしあしは別としても、田中自民党幹事長の自動
車新税構想などというのは表に出ないまま消えち
まいましたけれども、自治省は、この五カ年計画
実施に伴つて地方自治体が負担しなければなら
ない財源ですね、これはどこに求められようとし
ておられるのですか。

○説明員(宮澤弘君) 第五次の道路整備五カ年計
画がこのたび改定をされることになりました、全
体の、六兆六千億の第五次が、十兆三千五百億ほ
どに増大をするものになることは御承知のとおり
でございます。このことに關連をいたしまして、
特に、私もいいたしまして、地方道、その中
でも特に市町村道、これらの整備が緊急である、こ
のように考えております關係上、新道路整備五カ
年計画でもこのような地方道の整備に重点を置い
てもらうように建設省当局とも十分折衝をいたした
わけでございます。その結果、かなり地方団体の
負担が増加をいたしまして、これに對します道路
特定財源、目的財源の充當の比率が、現行のまま
でございまして、低下をいたしてけると、こうい
うことに相なるうかと思つてございまして、た
だし、この第六次五カ年計画の道路整備のための
目的財源の措置等につきましては、今後、政府部
内におきまして、どのような措置をとりますの

どういう基準で法人の所得を各地方団体に帰属させるか。つまり、全国に工場を持ち本店がある府県にあるという場合は法人は、全体として所得を上げますと、各団体が課税権を持つ。したがって、どれだけの所得はどの府県に帰属させるか、こういうことであります。したがって、それは事業の活動規模をあらわすような指標が一番いいし、また、納税側の立場に立つても、できるだけ一定をした容易な基準のほうがよろしい。従来製造業につきましては、三十七年までは、いま申し上げたように従業員数だけで配つておいたわけでございますけれども、だんだんといわゆる工場が地方に分散し、工場誘致ということも盛んになりましたときでありますし、かたがた、当時、御案内かと存じますが、地方団体間の税源帰属の適正化ということが府県の間で問題になっておいたわけでございます。したがって、そういう両方の面からしまして、製造業につきましては、しかも資本金一億円以上というふうに限りまして、これはある程度規模の大きい工場、会社、こういうものは実際実益があるわけでありまして、小さいものになりますと、これは御案内のとおり約八十万の法人がございまして、そういうこともできませんので、資本金一億円以上の製造業について分割基準の改正をして、所得の帰属の適正化、同時に、それは府県間の税源配分の適正化、こういうことをはかたつたわけでございます。今回におきまして、その後の情勢からいたしまして、管理中枢機能は本店に集中いたしますけれども、地元のはうではだんだん機械化いたしますし、また管理中枢機能というのは結局その法人の活動全体を動かすものでございまして、したがって、一部の府県におきましては管理中枢部門というのは全体に配分すべきであつてそこにある特定の団体だけに配分を考へるといふ基準といふものは適当じゃないといふような御意見もあつたわけでございます。したがって、今回製造業以外の資本金一億円以上のものにつきましても御指摘のような従業員数を基準にとるならば、やはり二分の一とい

うもの考へたほうがよからう、こういうことで今回改正を考へたわけでございます。

○和田静夫君 それは税制の問題のときにさらにいまの点をもっと深めたいと思ひます。

そこで、最後であります、消防関係に戻ります。大臣がお見えになる前に若干消防関係でやつたことはお聞きになったと思ひますから、時間がなかりなりましたので、重複を避けて、協力する意味であれませんが、一つ大臣にどうしてもお聞きしなければならぬのですけれども、消防職員の団結権についてどうお考へになるか。これはあとで答えたいのですが、そこで、先ほど申し上げた続きでありますけれども、たとえば消防職員の人手不足や、あるいはオーバーワークといふものが耐えがたいものになったときに、消防職員といへども、たとえば消防庁に対して人員の増であるとか、あるいは待遇改善を要求することは私は当然だと思ひます。そのことを否定をされるような長官の答弁といふのは私は疑義に思ひます。これは私は言つてみれば消防行政の向上にとつて必要なことだと思ひます。しかるに、昨年十一月十三日群馬県境町の消防職員がそういう行動をとつたところ、境町の町長は直ちにそれらの消防職員の処分をするという態度に出られました。また警察を介入させてこれを調べるといふ挙に出ました。町当局はこうした事態にもつと私は前向きな姿勢をとつてしるべきである、こう思ひます。これは、消防職員といふのは、たいへんぼくは気の毒な状態にあると思ひます。で、大臣は、いま私が述べたことに對してどうお考へになるか、それが二つ目。

そして三つ目には、大臣は所信表明の中で、「従来から国庫補助金の増額等によりその整備の促進をはかつてまいりましたが、昭和四十五年度においても林野火災対策用消防施設、救助工作車等を新たに補助対象とするなど引き続き消防施設の整備につとめてまいる所存であります。」、こう述べているのであります。人件費の補助についてはお考へにならないのですか。

○國務大臣(秋田大助君) 消防職員の団結権の問題でございますが、御承知のとおり、国民の貴重な人命そして財産、その災害に對する公共的な使命を持つておられる方々でありまして、その活動は有事に即応し、かつ団体規律をもつて行動させるべきことが要求されている職務でございます。その職務の性格に徴しまして、いわゆる労働権上の団結権を認められておらないのでございまして、この点はひとつ、人間として待遇の要求その他をすることは当然じゃないかという点はわかりますけれども、その職務の性格にかんがみまして、団結権を認めてないという点をひとつ御了承を願ひたいと思ひます。しこうして、施設のみならず、人に対する待遇の改善といふことは十分考へておるのでございまして、四十五年度御審議を願ひます地方財政の点につきまして、交付税の基準財政需要額におきまして、消防団その他職員の臨時手当なり、あるいは出勤手当なり、あるいは被服等につきまして、格段の配慮を講じておるところでありまして、その詳細につきましましては事務局より、必要があれば説明をいたささせていただきます。職員ではございません、団員でございます。失礼いたしました。

○千葉千代世君 私は、地方政治と陳情政治の関連について自治大臣にお尋ねしたいと思つております。そのあとで、いまアメリカで国家予算の編成段階で活用していると聞いております。いわゆるPPBS方式という、これは日本でも活用したらどうかという御意見もあつたやに聞いて、いま大蔵省とかあるいは経済企画庁でそれぞれ研究しておるやに聞いておりますから、現段階でどのような研究状態になっているかということをお聞きしたいと思ひます。これは陳情政府といへん深い関係を持つていられると思ひます。

そこで陳情の問題ですけれども、毎年国家予算の編成段階になりますと陳情団が地方から押しつけてくる。ことしも例年に漏れないでたいへん激しかった。特に一月の二十四日に大蔵省の原案が内示されて、それで二十五日から復活折衝が始まると、その後して六百五十億の調整財源をめぐつて分取り合戦が激しく行なわれた。この陳情の実態について各新聞社もかなり詳しく報道されましたし、私も現実にその様子を見ております。自治大臣は、この予算編成段階における陳情合戦について、各県の実情をどのように把握していらつしやいますか。いわゆる動員された人数とかあるいは費用とか、地方自治の停滞状況とか、かなり波及してくる面が多いと思ひます。その実情を述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) お尋ねのような資料といふものを持ち合わせておりませんが、実は新聞等いろいろ出たわけでございますが、私どものほうで調査をいたしますにしまして、陳情の目的、性格、こういったものによりまして、陳情の全体——どういふものでどういふ調査をやるか、ちよつと調査の手がかりがつかぬものもありまして、調査をいたしておらないといふところが実情でございます。

○千葉千代世君 私は大臣に伺つていので、あなたは大変だつたのですか。

○政府委員(鎌田要人君) 事務的なことでございまして、失礼いたしました。

○國務大臣(秋田大助君) 予算編成時における地方からの陳情の状態、これは私も見聞をいたしております。また、新聞の報道等についても承知をいたしておりますけれども、一体数字的にどういふことになっているか、いかにこれが地方の財政に影響を及ぼしておるか、これは当然考へべきことでございます。陳情そのものは民意を反映する一つの有力な手段でございます。それ自体は私は決して非難すべきことではない。しかしこれは節度がある。同時に、したがって節度ある行動に、また行為に出ていただきたいといふことは、自治省としてはかねがね希望も、指導もいたしておる。この点についてはさらに指導を強化する必要も感じております。そうしたいと思つております。しかしながら、実態につきましては、数字的な把握につきましては、いま官房長か

ら、その前後して六百五十億の調整財源をめぐつて分取り合戦が激しく行なわれた。この陳情の実態について各新聞社もかなり詳しく報道されましたし、私も現実にその様子を見ております。自治大臣は、この予算編成段階における陳情合戦について、各県の実情をどのように把握していらつしやいますか。いわゆる動員された人数とかあるいは費用とか、地方自治の停滞状況とか、かなり波及してくる面が多いと思ひます。その実情を述べていただきたいと思ひます。

からお答えをいたしましたとおり、なかなかつかみにくい点がありますので、この点つかんではおりません。しかし、確かにこういう陳情の弊害がでるのにはやはりできるだけの私は理由があると思います。その点につきましては、十分に自治省といたしましても考えなければならぬ問題を含んでおると思います。おそらくその点が次の御提示の問題と関連をするのであらうと思うのでございますが、ひとつこの点については節度ある態度を地方の方々に要求するとともに、国の機関としまして、地方をして陳情をせしめなくても足るようなひとつ組織なり機構なり活動を十分この点について考慮すべきものを持つておる、こう考えております。

○千葉千代世君　陳情をしてこられたのは、いろんな圧力団体とか、あるいは地方の知事さんを先頭に各部課長とか、大挙して来ておりますね。それとかから地方議員とか、こうあります。全部の掌握というのとはなかなかむずかしいかもしれません。が、少なくとも自分の管轄する各県の地方自治体の責任者が大挙上京してきているという実情の中で、全然それを把握していないというのはどういうことなんでしょうか。把握していないので節度ある態度というのは、どこから出てきたんでしょうか。

○國務大臣(秋田大助君) 節度ある態度というのは、大体をつかんで言えることでございしますが、さあきょうはどこから何人出てきた、そしてそれはどういふ方であった、これの全部を一々チェックをしまして点検するということはなかなかむずかしい、こういうところであつてかみにくい、こう申し上げたわけであります。

○千葉千代世君 新聞報道だけでも、一月の二十日前後から三十日にかけて、各社でたいへん詳しく報道しておりますね。ごらんになられたと思うのです。そのごらんになられて頭に残つておる部分だけでもけっこうですけれども、お示しいただきたいのですけれども、それはお隣にいらっしゃる方でもけっこうです。

○政府委員（鎌田要人君） お許しをいただきまして答弁させていただきます。

先ほど全貌をつかめないということを申し上げました点をもう少し補足させていただきますと、本来の業務で上京されて、そのついでに陳情をされるというものもございまいし、あるいはまた、本来陳情それ自身の目的でおいでになられるものもございまいし、あるいはまた、ちょうど時期的にたまたまそういう時期に本来の用務で上京された、こういったいろいろな形態が考えられるものでございますから、それを一々仕分けをするということは、ちょっと技術的にむずかしからうというふうに考えておる次第でございます。当時新聞に出ましたところでは、ある新聞でございませうけれども、県の知事、副知事、それから部長、何県は何人不在、何人出張して不在というのを、お出しになっておられまして、大体県の首脳部のほう々はあの時期に最低一回は上京しておられたように新聞報道では記憶をいたしております。

○千葉千代世君　陳情に對する費用とか、そういう点について把握していらつしやいますか。どこから出て、大体概数どのくらいかかったという……。

○政府委員（鎌田要人君）　ちよつとその点は私、手元に資料を持ち合わせておりません。

○千葉千代世君　これでは全然論議になりません

けれども、私いま国会で取り上げたいと思ひましたのは、たいへんこれは地方自治が阻害されるといふ観点からゆゆしい問題だと思つたわけです。それで大臣は所信表明の中にも、「国土全体の均衡のとれた発展と、豊かで住みよい地域社会の建設を通じて快適な国民生活を実現してまいるために、国、地方公共団体をはじめ、国民全体が」云云といふあとで、「とりわけ、住民生活に身近な行政分野の大半を直接地方公共団体が行なつていゝる現状に思ひをいたしますとき、今日ほど、内政における地方自治行政の使命が強調され」云々といふことが出てゐるわけです。そうするとこのところの所信の内容分析をしていきますという、たとへば

陳情そのものが一端であるといえし、重
要な関連を持っていると思うのです。

私開通うといけませんから、国会図書館で各新聞社の、読売さん、朝日さん、毎日さん、東京タイムス、東京新聞ですか、全部その前後のを調べてもらいました。これは新聞社のお書きになったこと、私自身も調べましたのですが、一つの県のデータなので、全部調べてみましたのですが、これは決裁がとれなくてたいへん困っている実情、たくさん出てきました。きようはこまかいことはやめますけれども、一つの例で申し上げてみますという、大体二万人前後が来ているということ、それで衆議院会館、二つの会館には大体毎日五千人ぐらゐ来ている。参議院会館だけでも三千人ぐらゐ、こういう人数になっている。内訳で見ますというと、たとえば一つの県の例をとって

恐縮なんですが、この岩手県などですというところ、岩手では一月の二十三日の朝、岩手の東京事務所に大体五十人の陳情団が繰り込んできています。それを待ち受けて千田知事、副知事、土木、厚生、農務、農地林務各部長、教育長、これがごっそり上京してきている。同じように、たとえば栃木県ではこれまたたくさん来ております。したがって、この上京するためには、急行の「なすの一号」というのは陳情列車という異名をとっているということも聞いております。

こんなふうに考えてきますという、栃木だけでも延べ二百人來ている。群馬ですと、大蔵大臣のおひざ元ですから、たいへん鼻息が荒くて、逆に群馬の東京事務所には、ほかの県から連絡をつづけて、大蔵大臣に会う手づるはないか、というような實際も伺っております。めちやくちやですね。新潟県にいきますという、これは実力者のひざ元ですね。これは県議団が熱心なんです。熱心なあまり、県で陳情テキストというのをつくって、それを首っ引きで見ながら——テキストの内容を私伺いましたら、やはり大蔵省の何は何という人々で、担当主計官は何であって、それから、出ている議員は何であって、こういう、テキストというのは

道案内みたいなのですけれども、こういうテキストが出されているわけです。北海道では、これは道庁で幹部等全部が押しかけてきて、大體幹部ですけれども、一日に大挙して東京に来ているのです。こうして、これは新聞ですけれども、一月三十一日の「毎日」を見ますと、病身を押して千歳から上京した市議會議長のお年寄りの方が、連日防衛庁に基地の問題で陳情して、疲れて心臓麻痺を起こして死んだ、こういう例がある。新聞にあって御承知だと思ひます。幾らか心臓も悪かったということも書いておりますが、とにかくそういうに病を押して連日通わなければならないということになって、こういうふうに数えてきますという、切りがなくて、特にこれはどういう省に一體陳情が集中するのかということも調べてみたわけです。

そういう点について自治省では、自分の管轄ではないから、ほかの省のことは関係ないと思われるかもしれないけれども、やはり閣僚の一人として、国の行政をつかさどっていらっしやれば、出てくるのは自分の管轄の地方の公共団体の人が多いわけですから、ですから、おれは知らないでは通せないと思うのです。そういう観点から、大臣は、陳情したという陳情先ですね。各省のどこが一番多くて、どういう順序になっているかということはおわかりでございますか。

○國務大臣(秋田大助君) いま御要求の、どこが一番多くて、どんなふうになっているかの数字的な検討は、申しわけございませんが、いたしておりませんし、したがって、私の頭の中に数字的な把握はされておりません。

ただいま貴重な御意見でございまして、こういう国会の場でそういうことが国会議員の間から起こるといういうことはけっこうなことだろうと思うのです。しかし、自治省が把握しておらぬのは、けしからぬだろうという反面御意見のようにも聞けますが、私どもも陳情に対する節度というのは十分考慮するべきものと考えております。ただいま申し上げましたとおり、陳情が地方の実情

あるいは地方住民の赤裸な要望をお伝えくださる、と同時に、その機会にわれわれの考えておるところを正確に申し上げる。そうして地方の住民の方も、国の行政の方針あるいは内容等について正確な知識を把握していただくという効果は、私は十分あるものでありまして、あの陳情全部が無意味とは考えられないのでございます。しかし、ここには節度があるべきものでございます。しかし、自治省がその数字を一々調べ上げて、そしてこれを地方に示していくというような態度、手法というものは、やはりそこにも節度が要求されるべきものと思ひます。

要は、先ほども論議されました、地方自治を尊重しながらいくべき点もあるのでございまして、そういうような観点から、節度ある陳情を希望し、機会あるごとにその趣旨において地方に本省の意向を伝えて指導をしておる。この立場と態度をひとつお考え願ひたいと思ひるのでございます。

○千葉千代世君 陳情先が大蔵省であるとか建設省であるとか、農林省であるとか、かなり片寄っておるわけですね。反対に陳情のあまりない省もあるわけなんです。そういうふうなバランスの問題は別にしまして、一つの例で申しますと、県道とか市町村道とか、そういう地方との関連の深い道路局ですか、建設省はそこあたりは一日平均三十件も陳情者があつたと聞いております。そうすると、局長さんは幾輪さんという局長さんですが、御不浄に立つひまもなかったというんですが、これはほんとうかどうか、一ぺん聞いてみたいと思ひんですが、これはほかから聞いたんですが、そういう例がある。一方、消費者行政のほうの課とか部では、主婦の方々がふだんはいろんなことを言ってくるけれども、予算のときにはさっぱりあつておつたとしておつたということも聞いた。こういうふうな各省庁によって圧力関係と微妙なあれを持つわけなんです。したがって、一つのとこでは金をかけても効果はあると幹部は断言するわけなんです。復活要求が通れば百億単位なんだから、取れるだけ取れというところに

なってくる。まるでゆすりみたいなことを起こしているわけですね。これについては、大臣、節度があると思ひますか、ないと思ひますか。

○国務大臣(秋田大助君) そのケースで一がいにどうこうと申されたいと思ひますが、しかし、ある程度節度のない場合もなきにしもあらずと見られます。しかし、これらが改まるのには、民主政治というものは多少時間がかかりますから、多少そういう傾向があります。今後の指導並びに、われわれも陳情を受けた多少の経験がございまして、よく事情を申し上げておるわけですね。時間の経過とともに地方の方々もこういうことがわかつていくべきものは改まっていくと考へております。

○千葉千代世君 実情把握してないのに漸次改めるといふ、どういふことでしようか。やっぱり実情を把握しておいて、こういう弊害がある。だからこれを直していこうとか、あるいは大臣がさつき、陳情を半ば肯定されておつたんですが、民主政治には手間がかかる。だからこの程度はやむを得ないと暗におつしやうたんですが、私はそうではないと思ひます。どこに、地方自治をからっぽにして、決裁もとれないような状態にしておいて、大筆押しにかけてきて、大臣が節度あるようなやり方がいゝというふうなことは、これは地方自治の民主化なんてことはほど遠いと思ひます。大臣の所信の中ではさつき言われていたこととたいへん違ふんじゃないかと思ひます。

たいへん言ひ方が失礼になるかもしれせんけれども、このためにどんな犠牲をこうむっているかといふことを、私は例で立証したいと思ひます。通つてゐるのに、片方は福祉団体関係ですが、たつた五人で地方事務所の職員が来て歩いてゐる。そのうすると膨大な陳情を横目で見て、おれたちの陳情は一体効果があるんだらうかなと、さびしうにうつつ歩いて行つたといふ、こういう実態ですね。これはほんとうの陳情というものは、その地方地方にあるいはその省々、それがずっと末

端までにほんとうに政治が行き渡つておれば、その中に出てきたひずみが吸ひ上げられてきて予算の編成になつていくというのが、ほんとうのやっぱり地方自治の発展じゃないかと思ひます。けれども、大臣はたいへん賢明な方ですから、節度ある陳情なんて言われておる。私もふらふらとそうだなと思ひます。節度あればいいかなと思ひますが、やっぱり根本的に考へ直す必要があるんじゃないかと思ひます。どうなんしょうか。

○国務大臣(秋田大助君) 実情につきましては、数字的な把握はいたしておりませんが、当然政治家としての良識と常識によりまして把握をいたし、それによつて対処をいたしておるつもりでございます。また、政府といたしましては、従来陳情によつて大きく動かされておるというふうなことはないのでありまして、信ずるところによつて予算配分をいたしておると存じておるわけで、その確信を持っておりますが、それらの点につきまして、やはり来ていただいた際に申し上げる、実情を認識していただくということも、陳情の効果の一つにはあるんだというのを申し上げたい。しかしながら、全体といたしまして、常識的に節度に欠ける部分があることは十分認められますので、機会あるごとにそのことにつきましては御指導申し上げており、今後それを徹底していきたい、こう考へておる次第でございます。

なお、いま福祉行政あるいは消費者行政のような係のところには陳情が少なく、これでほんとうに効果があがつてゐるかどうかといふ御心配があるという御意見もございまして、私もいささかそういう社会福祉関係の点につきましては関連をした部門がございまして、たとえ陳情が少なくても、政府といたしましては、すべき施策は行なつてゐる、その点の御心配はないものとひとつ御承知置きを願ひたいと思ひます。

○千葉千代世君 そうすると、自治大臣のいまのお話は、陳情無用といふことになりませんか。陳情がなくとも、陳情が少なくても、政府の行なうべき施策はとる、こうおつしやうたのです。

○国務大臣(秋田大助君) ことが足りなかつたかもしれないが、そこはひとつ全体の意味を把握していただきたいと思ひます。初めに申し上げておりますとおり、陳情については、地方の実情をこちらにお伝え願ひ、また、お気持ちをお伝え願ひということと同時に、政府の考へ方もお伝えをする。この間におきまして、もちろん改むべきものは改められていくのでございまして、人間がやることでありますから、政府は絶対に全部合理的に間違ひないことをやっていると、こういうことを申し上げておるわけじゃないかと思ひます。その点はひとつ誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○千葉千代世君 はつきりしないので誤解のしようもないのですが、たとえば一つの例で、自治省関係ですといふと、地方自治体の交付金の問題であるとか、あるいは補助金の問題で最後まで難航しておりましたね。そういうときに陳情がございまして、どういふ点を把握してゐるのでしょうか。陳情してよかつたと思ひになりますか、余分なことをすると思ひになりますか。来なくても、おれたちがちゃんとやるのだからと思つていらつしやるのでしようか。

○国務大臣(秋田大助君) お示しの事例につきましては御陳情もございまして、また、おいでになるのも無理からぬと存じておりますし、また、それについてのこちらの気持ちを申し上げて御理解も願ひ、あの陳情はそうめちやう々な過度にわたる陳情ではなくて、あれはよかつた、こう思つております。

○千葉千代世君 これは市町村会館でございまして、あれは一月の二十日から二月四日まで超満員なんです。全然泊まれないくらい、全部陳情団です。各県の東京事務所の自動車、あそこ外車が多きからぬので、陳情に来た人は逆に驚いて、ぼくたちは町の費用も出してもらつたし、積み立てもしてきたし、農協から費用をもらつてきた。東京事務所に来てみると外車がずらりと並んでいる、こう言うのです。各県の人が隣りの県に

遊びに行くとか何だか気持ちに愛になると言うのです。それで一つの会ですが、こんななかでは三百人大体集まって大会を開いておられます。二班に分かれて陳情することになったら、その人たちがぶつおこつて、最後に陳情に回つたのは五十人です。あとは東京見物に行つておられるのです。これは団体の名前にはばかれますけれども、東京見物をかねて陳情に来るといふなら、まだこれも何とかいいですか、話もいろいろ解釈のしようもありますけれども、こういうふうになつてしまつた。そうしてもう一つのこれは農協関係ですが、四百人集まつて、一月二十五日に全国農協代表連絡会というのを開いて、大々的にやつていらつしやる。そういうところへは各議員さんは大挙押しかけて行つて、八十名行つておられるわけですね。これは党は申しませんが、これは十何人しか行つていないといふことがある。そうしますと、この陳情と、陳情する項目と団体との関連といふことも、私はやっぱりここで考へていかなければならないのではないかと、こういうふうにか考へます。出て来るのはやっぱりこれは地方自治に關係した職員ほとんどなんです。ですからそれくらいの数とか、あれくらいの数で、ごまかされたのでは迷惑なんです、これは調べてもらひなさい。

あそこのプリンスホテルにどういふ会がどれくらいあつて、どこが朝めし会が何回あつて、懇親会が何回、予算の打ち上げ会がどこで幾ら使つた、こういうことになつてまいりますと、大体私はそんなに多いと思つていなかったのですが、宿泊費とか旅費とか、おみやげ品とか、何とか土地の名物を持つてきて、秋田県なんかワカサギとか白魚ですか、これは悪くないように冷凍づけて持つてきたりして、そういうふうにしてやつていきますと、大体数十億、私は常識的に考へて、そんなに使はずはないと思ふのです。かりに五分の一と考へたつて十億です、三分の一と考へたつて二十億でしょう。とにかく億の数字がそれだけ

飛んでしまつておられるといふことは、やっぱり金で金を買ふという政治といふことが、私は結論的に結論づけられておられるのではないと思ふのです。大臣が非常に良識あるりつぱな方で、節度ある態度を望んだら、実際はこれが来々年続くとしたら、どうなんですか。というのには、去年陳情に来た人たちが行つたら、自分の県はみすばらしくつて、隣の県はこれこれこういうところを借りておつた。負けてはならぬと、ことしは競争になつたわけですね。ほおつておいたら、これまた続くわけですね。これはやっぱり日本の政治の特異体質じゃないかと思ふのですけれども、どうなんですか。節度があればいいんですか、これでも。私じようずなことわからないんですが。

○国務大臣(秋田大助君) さきにお尋ねにあずかりました事例は、地方交付税の問題につきましました。私の陳情についての御質問でございます。私が経験しました分野と、先生が見られた町の一般の状況との間に食い違いがあることが私わかりました。私のその示された交付税の問題についての陳情に關しましては、地方六団体の主要な方々が、まあ十数名おいでになつた程度でございます。私のその問題、地方交付税に關する陳情の経験はそうでございます。その状況といふものは、まあ過度にはわたつていない、こう申し上げたわけですね。いま先生お示しの事例は、その背後にあるいろいろな町における状況でございます。それにつきましましては、私は先ほどから申し上げておるとおり、多少節度あるとは申しかねるものがあるといふことは認めておるのであります。したがつてこれについての反省を強く求めていきたい、こういうことは最初から申し上げておるとおりでございます。

○千葉千代世君 そこで大体陳情した県は、県知事はじめ各県ほとんどなんです。全然一べんも陳情のない府県はございますか。それもわかつていないのでしようか。
○国務大臣(秋田大助君) 私のところに關係する問題につきましては、地方六団体の代表者の方が

おいでになりますから、したがつて、日本全国の六団体に属する府県、都道府県全部の方が来られる。しかし、それは代表者十数名によつて代表される、こういうふうになつておられます。
○千葉千代世君 自治省に長くいらつしやる鎌田官房長さんですか、伺いますけれども、あなたは長くいらつしやるからおわかりでしょうけれども、一べんも陳情に來ない府県はございますか。その府県と陳情に來た県との差はどんなか、おわかりでしようか。私いま県の名前は言いませんけれども、把握していらつしやいませんか。
○政府委員(鎌田要人君) 自治省の仕事自身が、御案内のとおり、陳情によつて左右されるという性格のものではないと思ふので、陳情に一べんも来られない県あるいは来られた県、そういうものにつきまして、率直に申しまして、私記憶はございません。したがつて、それに伴ひまして、現実の自治省の施策の上でどういふ差をつけたいといふことにつきます。そういう事実はないと申し上げざるを得ないと思ひます。

○千葉千代世君 大臣に重ねて、しつこいようですけれども、伺いますけれども、節度のある陳情ならよいという御判断でした。そうすると、その節度の判定はどこでなさるのですか。たとえば、私の聞きたいのは、さつき岩手の実例を申し上げたわけですが、岩手ばかりではございません。知事さん、副知事さん、各部長ですね、教育長までござつて来る。その次の段階の県ですと、知事さんが来ると、副知事が一人残るとか、かわりばんこにやつて、県民の前では体裁をつくらつておられる。それから部長が順番に、去年おまえさんが行つたから、ことしはだれと、名目は陳情予算はありませぬけれども、大体その予算を県予算の中に組んでおられる。そういうふうにしてまで県民の税金というものをやると、県民にとっては二重も三重もの負担をしていくわけですね、税の負担を、それがまた別に使われる、陳情政治に。こういうふうになつてくるといふと、これはたいへんな問題じゃないかと思ふのです。

大臣はたいへんすばつと割り切つて、非常にに氣に入つた所信を出しになつたけれども、調べていくと、どうも内容が……。ここにメスを入れていかなければ、陳情政治を断つて、ほんとうに住民の求めに應じるものが、一つ一つ地方議会の具体的な政策にそれがすつと順々に吸い上げてくるなら、逆に国の方針というものが今度は国会で審議され、あるいは地方に行つて、こういう有機的に交錯し合つて、縦と横とにやつていかなければ、政治の妙味といふものはどこにもないのじゃないかと思ふのです。暴力団みたいですね。酒だるをかつぎ込んだり、どこかの省で、新聞で見ましたが、自分で見ないことはあまり言えませんが、酒がごろごろしてるとか、それから何だかお魚が腐つてしまつてから窓の外に農林省です、窓の外に……。私行つて引き人をばかにしていると思ふのです。私行つて引きちぎつてたきつてやりたひな気がしたのです。こういうふうになつていふあるのです。夕飯は要らないとか、夜になると弁当がたぐさあるのです、弁当が助かるのか。新聞社がこれは書いていますから、私その人をおこるわけではありませぬけれども、もしこれがほんとうだとしたら、こんな政治はやっぱり腐敗墮落じゃないかと思ふのです。

だから、幾ら教育の中で道徳を説いても、こういうふうになつて腐敗墮落したものが横行しておつて、青少年対策でびつしりやれといつても無理なんです、やはり青少年対策をやると同時に国の政治を直していかなければ。現実に、お父ちゃんどこへ行くと言つたら、陳情に行く、金はどうするのだ、予算に組んである、みやげは持つてきたか、団体の長の人が買つてくれた、これで一体政治がよくなると思つておられるのか。節度の段階ではないと思ふのです。具体的に自治大臣は、この陳情をやめさせる方向に閣議でがんばつてもらいたいと思ふのですが、どうなんですか。やっぱり節度があればいいと言つてみたいのですか。
○国務大臣(秋田大助君) これは常識、良識の問

題であらうと思います。ただいまのところ、これについて一定のワクをはめましてどうしようという点には、お気持ちよくわかります。また、私も一部弊害はぜひ改めるべきものと考えておりますが、これはやはり地方自治の本旨にとりまして、地方の自発的な態度に待たないと、しかしながら、それを要する措置だけはもちろんとつていく、また強化したい、徹底させたいということとは申し上げておるところでございます。

○千葉千代世君 私、個人個人の常識とか、そういうことを聞いているんじゃないですよ。政治のルールとして、これがいいのか悪いのかということなんです。節度を持てばいいのかどうかということなんです。

○国務大臣(秋田大助君) 政治のあり方としていとは思っておりません。これは改むべきものと思ひます。しかしながら、改めていく手法といたしましては、そこに一つの順序もあり、いろいろ方法等もあるものでありまして、いま直ちにこれを押しつけがましい方法をとるということとは十分考えていかなければならぬ、こう考えております。

○千葉千代世君 押しつけがましいというのは、それはどういう——私何だか変なんです。大臣はやはり自治大臣でしょう。地方自治の発展のために寄与して、特に地方行政の使命が強調されて、内容の充実と強化をいまほ望まれる時代はないということ言われているんですよ。それを常識で解決したり何かして効果があると思うのですか。

○国務大臣(秋田大助君) 御趣旨はもう全く同感でありまして、私といたしまして、先ほどから申し上げておりますとおり、機会を得ました場合に、これについて地方の反省を求めるとともに、その強化をはかりたいと考えておりますが、大上段に振りがかりまして、これを絶対やっちゃいかぬというふうな手法に出ることはいかがかと、こう申し上げておるわけでありまして。

○千葉千代世君 たいへんしつこいようですけれども、大上段に振りがかぶるとか、そんなことじゃ

ないんですよ。当然のことを当然の行政官の責任としてやるということ、どうしてちゅうちよされるんですかということなんです。それを一点聞いて次に進みます。

○国務大臣(秋田大助君) その点はちゅうちよいたしておけません。機会あるごとに申し上げて、反省を促しておるところでございます。

○千葉千代世君 それでは次に大蔵省でお見えになっていようか。——PPBS方式といわれているので、私もあらためて勉強させてもらいたわけなんです。英語に弱いものですから。そういう内容の中で、いわゆるアメリカで国家的な政策の目標を決定して、長期にわたる大々的ないろいろな手段を含めて対策を研究すると、いわゆるプランニングですね。その次にはプログラムミング——決定された政策目標に向かってそれを現実的に云々という、人力とか、資材とか、施設等を検討して、これで生ずるいろいろな問題を検討、政治の中に比較してくるということ。それからBは、御承知のようにこのプログラムに従って当該年度の予算の項目などをきめていく。それからSのほうは、御承知のように機構とかシステムとかということになるんじゃないかと、これは私は字引きで引いたんですから間違っておたら訂正していただきたいと思います。こういふふうな構想がアメリカで大体ケネディ時代から発想されて、それからニクソンが五年前に閣議で決定して、これを予算編成段階で採用している。この内容の中で見ていきますという、やはり防衛目的とか、あるいは宇宙開発とか、そういう問題の国家目的に沿って云々ということ言われた本があったわけなんです。

私は、それをそのまま日本のあれに活用するということについては問題がある。で、具体的に私は私もアメリカを二カ月ずつと各州の地方をすみからすみまで回ってきた中で、あそこはやっぱり地方自治が発達して州ができた。こういうものと、日本の自治のあり方、いままでの慣習とたいへんな違いがありますから、それらの問題を観点

に置きながらこれを比べていった場合に、大蔵省がPPBS方式を取り入れて、日本の国家予算の編成段階でこれを活用していくという考えで研究しているのかいのかということ、それから、いまの研究段階はどうなっているかということ、その点についてお知らせいただきたい。それから経済企画庁とか防衛庁とかでも手をつけているというふうな聞いたのですが、その関連もお知らせいただきたい。

○説明員(金子太郎君) PPBSのわが国への導入の問題につきましては、二年ほど前から研究を始めておりまして、すでに大蔵省の主計局の中に予算科学分析室というのをつくっておりますし、また企画庁にはシステム分析調査室というのをつくっております。そのほか建設省、防衛庁にそれぞれ同じような室がございまして、四十五年度の予算が成立いたしますと、農林省、労働省にも同じような室がつくられることになっております。それからPPBSは、いわゆる中核になっておりますシステム・アナリシスというふうな科学的な分析の手法を予算編成に導入するというものでございまして、いわゆる人工衛星を打ち上げましたようなシステムを、工学の方法を、いわゆる社会問題に応用するという性格のものでございまして、したがって、これをこなすためには、自然科学的な素養と同時に社会科学の素養もあわせ持たなければならぬわけでございまして、その両者をあわせ持つております要員を確保するということが容易でございませぬ。ただいま幾つかの研修をいたしまして、その要員の養成を始めているところでございます。

たとえば中堅の若い職員を財務研修所に六カ月、各省から御出向いただきまして、自然科学及び社会科学の両方の御研究をいただくようなことをすでに始めております。しかしながら、その要員養成には、まだまだ相当な時間を要するわけでございまして、また二番目に、アメリカの場合にはランド・コーポレーションなどで知られておりますような民間のシステム・アナリシスの研究機

関が相当数ありまして、それが高い実力を持っておるわけでございまして、また、その力を借りてPPBSの導入ができたわけでありますが、わが国の場合には、最近そういう研究機関ができたばかりでございまして。最近にわかに新聞でもシステム設立機関というのができておりますが、いづれも設立されたばかりでございまして、まだ十分な分析ができるという段階にまでは到達いたしておりません。

それから三番目に、その科学的分析をやってまいります場合には、その費用とか効果を測定するデータが大量に必要でございまして、そのデータを蓄積するのにまた相当の年月を要するわけでございまして。そういう事情がございまして、直ちに全面的に導入できるような情勢にはございせんが、何といたしまして、予算の効率化をはかつていくためにはきわめて有効な手法でございまして、鋭意研究を進めてまいりまして、準備が整った段階で部分的選択的にこういう科学的な方法を予算編成に持ち込んでいきたいというふうに考えております。

○千葉千代世君 防衛庁とか企画庁とかでそれをやっているというところは、どうなんですか。

○説明員(金子太郎君) 各省とも自分の省の予算上の問題を科学的に分析するためには、どういふ資料から勉強を始めなければならぬか。また、科学的な手法にはどういふものがあるかというふうなことを勉強しておられるわけでございまして。そのほか最近にわかにはやっておりますが、いわゆる情報処理システムというふうなものを、各省それぞれ立場からどういふふうにつくり上げていかなければならぬかというふうなことも勉強しておられるわけでございまして。

○千葉千代世君 そうすると、たとえばあなたがいまおっしゃったアメリカ方式の中の宇宙開発時代云々と、いまお金の問題が出ていたわけですが、あそこは御承知のように一つの地方地方、州なら州で、教育税なら教育税を、ここはかける、ここは

開が相当数ありまして、それが高い実力を持っておるわけでございまして、また、その力を借りてPPBSの導入ができたわけでありますが、わが国の場合には、最近そういう研究機関ができたばかりでございまして。最近にわかに新聞でもシステム設立機関というのができておりますが、いづれも設立されたばかりでございまして、まだ十分な分析ができるという段階にまでは到達いたしておりません。

かけないとか、あるいはたばこの税金はここはかけてやるとか、ここは安いとか、だいたい自由裁断があるわけですね。ところが、宇宙開発とか防衛目的に沿っていくというところ、国がそれだけの税金をやっている、地方自治との摩擦を起さないうためのこのPPBS方式といったように私は把握したのですが、それはどうなんですか。そうすると日本の現段階で、これを導入して、日本の国家予算編成段階でこれをやるとなると、たとえ国家目的がきまってもしょうがないですか。

たえば地方自治体が、いまのようにやたらに陳情をやつてきて、それで予算を百億も取れば、陳情してもむだじゃないからというので、ぶんどり合戦で、金で金を買うようなことになつてくる。そうすると、いまあなたが述べられたような問題が、日本の実情に合わせて、これが導入されて実施の段階になるとなれば、陳情政治といふものは完全に断ち切れるわけですね、いい面だけとれば、これは、いい面も悪い面もたくさんありますが、時間もないので私言えないんですが、陳情政治との関連で聞いているものですが、そこに焦点を合わせているわけなんです、大臣がそんなに真剣にお答えになっていきますから、そういう意味で、やはり大蔵省がよほどしつかりしなければ、自治大臣ばかり責めてもだめなんですよ。大蔵省に陳情にすれば予算をたくさん取れるような錯覚を起させるような政治の現況なんですよ。だからそういう意味で……

○説明員(金子太郎君) たいへんむずかしい御質問でございますが、このPPBSというものは、国家目標あるいは行政目的というものが明確に与えられており、また場合には非常に威力を発揮するものであるというふうに言われておりますが、決して万能なものではないようでございます。いわゆる価値尺度が共通であるというふうな場合には威力を発揮いたしますが、たとえばバスターが太砲かという場合には、いまの段階では全然使つてはできない。また、公共事業費の中でも河川か道路かということになりますと、現在の

科学的分析のレベルをもつてはまだまだ無理である。アメリカで非常に効果を発揮いたしましたのは、たまたまマクナマラが出てまいりました時代の、アメリカの保持すべき核戦力のレベルはどのくらいであるべきか、あるいは核の運搬手段というものはどういう組み合わせが最適かというふうな問題が非常に大きな問題だったわけでございますが、こういう問題に対しては非常に威力を発揮する、こういうことでございます。

そこでお尋ねのむずかしい問題でございますが、たとえばこの地点にダムを先につくるとか、いろいろな問題になりますと、相当科学的分析をもつていい結果を出すことが出来るようでございますが、御陳情を待たずしては決定がし得るようにはなるかと思ひますが、たとえば瀬戸内海に橋を三本かける問題になりますと、建設費用のほうはある程度正確に出てまいりますが、橋をかけた効果そのものにつきますのは、その結果、四国のそれだけの地域がどれだけ経済的に発展されるか、その把握は現在の段階ではまず不可能に近い、こういう状態でございますから、まだまだ適応し得る分野はむしろ狭いとお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。

それからもう一つは、せっかく科学的な結果が出てまいりまして、ルールを守るといふ精神が皆さんに、国民全部に浸透していなければ、数字的な結果はそうであつても、自分には自分の別の事情があるというふうになりますと、何ら新しい進歩は得られない、こういうことにもなるわけでございます。特にアメリカで言われておりますのは、コンピュータが人間にかかわつて判断をするのではない。やはり、人間の判断の助けをする、その判断をより正確なものにする道具だ、こういうことを言われておりますので、そういう限界が、非常に大きな限界があるということも言えるのではないかと思います。

○千葉千代世君 それで、いまのマクナマラ国防長官のおっしゃつたのですが、あれはあなたが

おっしゃつたとおり、やはりケネディ時代にマクナマラ国防長官が発想した案、それは国防の目的が多かつたのです。効率的にどうするかというところで、予算の編成段階でも注意を引きました。こういうことでやつたところが、それが途中、一九六五年だと思ひます。たしかジョンソン大統領のときに、閣議で決定したときに、内容がかなり変わつてきていることは、いまあなたがおっしゃつたより安く効果的というか、そういうふうな運用面とか、あるいは新しい仕事に取り組む場合に、正確な情報によつて完全な判断を下すとか、拡大すべきものと縮小すべきものと、その選別とか、あるいは意思決定をする場合に、恣意で、私ごとで、自分のわがまま、つまり日本でいえば各省別のぶんどり合戦ということなんです、そういうものを排除する、こういう内容に変わつてきているわけですね。そうすると日本で研究していらつしやるのですから、大蔵省が特に研究していらつしやるのを見るところ、早晩その問題について見解が出されると思ひます。その場合に、私は長いことは申しませんが、やはりこの中に欠陥もありません。計算ばかり重視し過ぎるとか、あるいは国民の生活要求はわりと軽く見られる、経済性のみが重視されるとか、あるいは中央集権的なものが多くないか、あるいはさき御指摘になつたような点もあつたわけですが、ところが、ここで歯どめになるのは、やはり議会が、日本なら日本の国会が権能を持つて、そうして最終的にはその判断によつて決定するというのがきつちと存続されておれば、それらのものが排除されていくと思ひますが、どうでしょう。そういう場合のこの陳情政治、実に陳情政治には、調べれば調べるほど、しやくにさわつてくるのですが、何かそういう方法を、政府全体の責任として考へていくような資料になるのですか。

○説明員(金子太郎君) 非常にむずかしい御質問でございますが、アメリカの場合でも、ジョンソン大統領が、国防省以外の各省に導入してからのPPBSというものは、必ずしもうまくいって

るとはいえないようでございます。最近ではアメリカの場合、州とか市という地方公共団体のほうにむしる進んでいるというのを聞いておられますが、その理由の一つとしていたしまして、アメリカの連邦政府が補助金を配分するに際して、PPBSの手法に基づく資料を提出することを地方公共団体に要求するといふことが、一つの要因になつてくるように承つておりますから、こういうことを徐々に進めることによつて、お説のような問題が徐々に解決されていくことは期待できるのではないかと思います。

○千葉千代世君 最後に大臣、いま大蔵省の研究過程を伺つたのですけれども、やはり政府が一環となつて——私のPPBS方式がいいとか悪いとかというところでいま言っているのじやありません。そのことがいいとか悪い——両方たくさんいい悪いという点がある、それを言っているのでもありませんし、また、言う権限外ですから言ひませんけれども、やはり大臣はここでもつて、決断をもつて陳情政治を排除していく、そうして住民の要求というものがやはり政治ルールを通して解決されていくという仕組みの中で考へていくという御決断をぜひお願いしたいと思ひますので、御所信を伺つて、私の質問を終わります。

○國務大臣(秋田大助君) いま千葉先生お示しのとおり私も考へております。しこうして、このPPBSなるものは、コンピュータを使いまして、あるべき姿をあらゆる問題の分野について求めていく考へでございます。したがつて、問題がごく簡単な具体的なものなら相当の効果を発揮いたしましう。しかしながら、複雑な社会人文の分野におきましては、これはまあいかに情報時代といひながら、非常に複雑な、多岐にわたるあらゆる知識、データを集めまして、そうしてこれを可能な範囲のいろいろ技術的、数学的手法を用ひまして分析をして決定するものであります。機械は何も新しいものををつくりません。この精密な性能の高いコンピュータによつて、人間の英知を通して、これを駆使することによつてわれわれ

の求める数値等が出てくるものと思います。そういう考え方の場合にはこのPPBSというシステムが非常に効果を發揮して、いままでのような、大体当てずっぽうだとか、あるいは腰だめだとか、そういうことが排除されてくるのでありまして、まさにわれわれが考えていかなければならぬという手法の一つであろうと思います。地方自治行政を運用していくにきましても大いにこれを活用していくべきものだろうと心得ております。都市問題の解決についても、公害問題の解決につきましても、交通の問題の解決につきましても、あるべき姿を精密な手法とたくさんデータを集めましてあるべき姿を求める、地方行政のあるべき姿を求める、税金の効率的なあるべき姿を求める、これを求めるにあたりましては、やはり関係のあらゆる知識を集めることが必要である。したがってこれは決して地方行政を圧迫するものでない、地方自治を侵すものではない、地方自治のあるべき姿をこの手法をもって求めていく、ここに新しい地方行政の分野を開拓すべきものである、こういうような考え方で取り組んでいきたい、こう考えております。

○阿部憲一君 私自治大臣に二、三所信表明に對する質問をしたいと思います。なるべく簡単にやるつもりです。御了承願います。

まず、地方制度の改革については、古くから論じられていたわけでありまして、内政充実といわれる七〇年代を迎えて、社会経済の急激な変貌に應ずる地方制度のあり方、これが大きな焦点になっております。地方制度調査会等においてもこの問題については真剣に取り組んでおられるようでございますけれども、今後激動するといわれる七〇年代の地方行政全般について政府はどのような長期ビジョンを持っておられるか、まずその基本姿勢について新大臣にお伺いしたい、こう思うのでございます。

○國務大臣(秋田大助君) 御承知のとおり、社会経済の急激な変化がございます。これに應じて地方の制度、地方の団体もあるべき姿に變貌を要望されるおるとも思います。その社会的、時代的要請にこたえる地方制度なり地方行政の内容を充実していくというところが、まずもって内政重視を要望されております一九七〇年代を展望しての自治省の施策の中心であると思ひます。しこうして内容的に考えてみますと、地方制度のあり方としては広域化というものが要望されておると思ひます。何と申しますから、この市町村段階におきます広域化というものをしっかりと把握して、これをしっかりと施策したい、これが根本でございます。その上に府県制度というものがどういう變貌をしていくであろうか、われわれといたしましては、ただいまのところ府県合併の形を考えておりますが、道州制も同時に検討すべき問題点として考えられておることとは御承知のとおりでありまして、われわれもそれに対する検討を怠りなくいたしておるつもりでございます。しこうして、これらの変化の過程において一番考えておらなければならぬことは、民主的な地方行政が行なわれるということと忘れてはならないというところであると思っております。

それから内容的に申しますれば、さらに豊かに住みよい、かつ均衡のとれた国土の開発を求めなければならぬのでありまして、それがために、ただいま時代の問題となつております過疎、過疎対策に十分な配慮をしなければなりません。過疎、過疎の問題は、互いにうらはらはをなしてございまして、いずれもなかなか問題点が多く、かつ、むかしの問題でありまして、こういう問題の取り組みにあたりましては、ただいま問題になりましたPPBSのシステムとか、こういう手法も十分取り入れまして、あるべき行政の姿を合理的に求めながら効率のあがるひとつ行政を行なつてまいりたい。かつ、消防行政なり、並びに自治省の範囲といたしましては選挙資金規正法の問題もございまして、これも十分検討をして時代の要請にこたえていく、こういうふうに考えておる次第でございます。

○阿部憲一君 七〇年代のビジョンということも承りまして、これは時間がございます。せんですし、いまこどもで詳しくというわけにはいかないと思ひます。ごくこれは見解を聞いておきませんが、いまお述べになったことで広域化問題、これはまづ先に大臣がお取り上げになりましたが、私はこの広域化の問題、それから同時にこれは過疎、過疎問題の解決にもなると思ひますが、この中でも特に都市問題が私は最も最近重要視すべき問題であるかと思ひますが、この大都市制度の改革について、大臣はどのような考えをお持ちになっておりますか、ちよつと承りたいと思ひます。

○國務大臣(秋田大助君) 大都市の問題は、これは一九七〇年代の地方行政財政における一つの大きな問題であり、また世界的な大問題で、経済社会の急激な発展によりまして人口が集中する、産業その他の経済が過度に大都會に集中する、そこで起こつてまいりますいろいろな社会問題、公害の問題、交通の問題、その各項目の中にも、これを分類いたしますと各種の複雑にして解決困難なあらゆるいろいろな問題が包含されておると思ひます。これらに對しまして、やはり計画的な長期ビジョンに立つた方針を立てまして、着々これが解決に当たるといふような態度は当然とらるべきでございますが、この点についてはまだ十分でないことはわれわれも認めております。財政的に、あるいは税制の面につきましてもいろいろくふうをこらし、処置を行なつておりますが、なおこれらの点につきましてもいろいろ改善をすべき問題がございます。これらの点につきましても、ただいま千葉先生からも御指摘のPPBSの方式、こういう点を活用すべき分野が多分に残されておると思ひます。それでなければ、科学的な計画的な、組織的な手法をもつてこういうものを考え、処理をいたしませんと対策が対照的になりまして、真の効果はあらわし得ない、こう考えておりますので、ひとつそういう方面を特に留意しながら今後の大都市問題の解決にあたりたいと、こう考えております。

○阿部憲一君 この問題につきましては、大臣の高邁なる御理想が実現できるようにがんばつていただきたいと思ひます。

先ほどちよつと触れた問題ですけれども、例の公務員給与のあり方について一応一言お伺いしたいと思ひますが、これは政府がいうところの地方公務員の適正な給与制度及びその運用、福祉厚生等の増進を通じて公務員率の向上をはかる、かつ綱紀の肅正と服務規律の厳守に努力するということとはこれは当然であります。それにはまず政府みずからが範を垂れまして、そして人事院勧告の給与改定を完全実施すべきではないか、こゝう私は思ひます。でございますけれども、これについて新大臣のお考えをもう一度承りたいと思ひます。

○國務大臣(秋田大助君) 御所論は私も賛成でございます。そうあるべきであると思ひます。人事院の勧告あるいは地方における人事委員会の給与に関する勧告、これは最大限尊重をさるべきものであります。同時に、しかし国家及び地方団体におきましては、それぞれの財政上の事情がございまして、その要望に応じ切れないうような点も現実に出てくる場合におきましては、その勧告の趣旨を尊重しながら、ひとつそのとき、その事情に應ずる現実の処置ということ、そしてこれが国、地方を通じてある程度の調和を保つように処置をするということも、これはやむを得ないことでございまして、国全体、地方全体の健全な発展という点から、その点は考慮すべき問題を残しておる。しかしながら、このしこしいはいはうのしかしてございまして、公務員の地方、国を通じての給与につきましては、人事院なり、人事委員会の勧告を尊重すべきであります。したがって、国といたしまして、四十五年度からは人事院勧告に従うということをお願いして、この点をひとつ私の意のあるところを十分お察しを願ひたいと思ひます。

ですが、結局四十四年度に完全実施ができないという、大きな原因というのはやはり財政問題でございましょうか。

○国務大臣(秋田大助君) さようでございます。

○阿部憲一君 次に、交付税の問題についてちよつと二、三御質問したいと思ひますが、経済の高度成長、工業の進展などに伴ひまして、地域間の財政的不均衡が拡大しつつあります。このような方向は必ずしも好ましいとは思われませんが、これも、これは何も日本だけの問題ではなくて、ある意味においては工業国全体の問題じゃないかと思ひますが、こういうような傾向から考えまして、地方交付税制度というものは、地方自治体が一定の行政水準を維持するために欠くことができない財源である、こう言えるわけでありまして、したがひまして、交付税率の増減いかにいうことは、住民の最低生活を保障する自治体の機能を左右するほどの影響力を持つことは言うまでもありません。ところが、去る二十七日の衆議院の予算委員会におきまして、総理及び大蔵大臣が地方交付税率の引き下げをおおせられるようなかまえていまいしうか、発言があつたように見受けられますが、もしそれが事実とすれば、はなはだ私遺憾なことだと思つております。本来ならば、その点につきまして、その御本人である総理あるいは大蔵大臣に御出席願つて確かめたいところでありまして、本日、自治大臣にこの点について所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほど総理の地方交付税制度についてのお尋ねがございました。総理の御発言は、必ずしもそうするということの意味ではなかつたように思ひます。多少誤解を与えるような表現ではあつたかとも私は思ひますが、必ずしもそうされるというおつもりではなかつたように私は思つたのでございますが、やはり交付税というもののは申すまでもなく地方のための固有の財源でございまして、地方のおくれました行政水準の維持のために必要なものとして、地方の固有の財源として交付税というものが認められ、またその率

が求められ、その他税制等の決定におきまして、やはり地方の行政のあるべき姿を求め、国と地方との事務配分の合理的な一線を求め、これに配する裏づけの税制というものが主体になり、それに固有の財源というものが認められていくべきものでありまして、国の都合によつてこれがえられる、こういうような仕組み、こういうような考え方での運用されるべきものであつてはならないと思つております。

○阿部憲一君 四十四年度の予算編成にあたりまして、自治大臣と大蔵大臣の両大臣覚書きというものがございしますが、これによりまして、当分地方交付税率の引き下げは行なわれないと、こういうふうに言つております。ところが、いまのようないまの空気に申しまうか、総理大臣については多少、非常に御弁解的な御発言だと思ひますけれども、このようないまの空気があるということは、私は現実にも、何といひまうか、そのようないまの率を下げようといううな考え方が、やはり政府の首脳部なり、あるいは担当の方にあるのじゃないか、こういうふうにおもひますが、これは私非常に残念だと思ひます。おわづかこの両大臣の覚書きを出されてから一年くらいたつたたないううちに、その政府の最高首脳が交付税率を引き下げようなことを言つたというところは、結局そのようなお考えが心のどこかにあつたのじゃないか、このように思ひまして、われわれもこのやうなことがありますと、大臣の間の国会のお約束というところが、結局いくらか国会でもつて説明されてもわれわれはこれを信ぜられないというところになりはしないか、これをおそれているわけですから、誤解を招くような発言をしてもらいたくありませんし、また政府自体の明確な答弁がほしい。くどいようですが、その点をはっきりお尋ねをしたわけでございます。

地方自治体には、公害、過密、過疎問題等いろいろ問題があることは御承知のとおりでございすけれども、特に地方の道路の改良、舗装、四十三年度までに道路の改良率は一三・七%、舗装率は六・七%でありまして、市街地の下水道普及率はわずかに二・九%にしかつていませんが、これは諸外国の水準に比べてあまりに著しい立ちおくれを示しておりますので、そういう状況と、それから先ほど来ちよつとお話がありました、二年後には沖繩が返つてくる。沖繩もこの意味においては非常に立ちおくれしております。内地、日本よりも一そう立ちおくれしております。こういうやうなことを考えますと、結局、いまの地方交付税率を三・二%にキープするということよりも、むしろこれをふやして、わが党がかねて主張しております三五%くらいにする。この点については大臣はどのようにお考えでしようか、お伺ひいたします。

○国務大臣(秋田大助君) 大体、阿部先生のお考え方は合理的であり当然のことであらうと、大体において賛成でございます。

○阿部憲一君 御賛成を願つて非常に、私どもむしろ地方行政のために喜ばしいということなので、ぜひそれを実現できるように大臣ががんばつていただきたい、こう思ひます。

な、この地方交付税の性格の問題ですけれども、これについて一言お尋ねしたいと思ひますが、地方交付税交付金の問題は毎年議論が繰り返されておりますが、その性格をはつきりしておき必要があると思つております。これは福田蔵相は、過日の衆議院予算委員会におきまして、地方交付税交付金の財源はあくまで国のものであり、地方自治体が自主的に行なうという意味は、地方財政の運営に国が干渉しないということである、こういうふうなことを述べておられるようでございます。前の国会では、自治大臣も大蔵大臣も国税三税の三二%は地方固有の財源であると、はつきり言つておつたのでありますが、いろいろ問ひ詰められますと、若干、大蔵省の政府委員の中には、あやふやなことを言つておられたが、大臣の御答弁としては私は明確であつたと思つております。特に自治大臣は、固有の財源だから三税の三二%は一般会計を通すことなく、国税収納金整理

資金から直接、交付税・譲与税特別会計に繰り入れる措置が妥当である、それを推進したい、こう言つていたのでございます。このことについては、これは前野田自治大臣の御答弁であつたのでございしますが、これはもう当然私は秋田大臣自身におかれまして同じお考えだと思ひますけれども、この固有の財源である交付金を直接繰り入れるという問題、これを推進させるおつもりがおありになるかどうか、お伺ひしたいと思います。

○国務大臣(秋田大助君) 推進するつもりでございまして、大蔵大臣と過般予算折衝の際にも、そのことはひとつ検討していこうという約束になつております。

○阿部憲一君 次にもう一つ伺ひたいのは、いまの交付税でございすけれども、地方の固有財源であるならば、国の財政の都合で貸し借りをするというのはおかしい。これはまた両院の附帯決議でも今後はそんなことはしない、こういひまして、大臣も善処するといつておつたのでございす、今回の三百億円の減額措置、これは全く納得できないわけでございますが、今後またこういうことをお続けになるおつもりがおありなのかどうか承りたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) まことに遺憾でございまして、極力いゝゆる貸し借りというものは避けたいと考えておつたのでございす。しかしながら、いまもお話のありました国税三税の特別会計への直入の制度等確立がない現段階におきましていろいろむづかしい点がございす。詳しくは申し上げませんが、地方行政水準の維持に事欠かない財源のある程度の確保、いろいろ交渉過程にまつる諸般の事情等を比較検討の結果、万やむを得ず今回もあの措置をとりました。しかしながら、今後においてはこれはいたさないようにしたいと考えております。

○阿部憲一君 もう一つの税金のことでございますが、固定資産税についてちよつと大臣にお伺ひいたします。この固定資産税につきましては、大臣は本年度適正な評価がえを行なう、こういうふう

うに述べられておりますが、大都市内の農地と同じ地続きの宅地とは、同一番地内にありながら、その評価額、免税点には天地雲泥の差がありまして、著しい税制上の不公平が見られておりまして、具体的にどのようにならざるを正し、評価なさるのか、お伺いしたい。

○国務大臣(秋田大助君) 問題はいろいろ線引き区画における農地の固定資産税制度における取り扱いの問題であらうと存するのでございます。この点に關しましては、税制調査会などにおきましても、線引きされた市街区域の都市設備のきま上がつた地域における農地については、近傍の宅地と同じ評価をいたして、同じ措置をすべきであるという御意見も表明されておるところでございます。またそういう意見も非常に近來盛んでございまして、これはぜひいぶん考えられ、また意味のある考え方であると思っておりますが、線引きのやりかたの経過というものは見きわめる必要が一つあるかと思ひます。一つはそういう線引きされたものの中にも、これはおおよそ十年をもつて都市設備を完備に導くことになっておるわけでありまして、全部一様の状態になっていないわけでありまして、そこで都市設備がきま上がつた地域——一体、都市設備のきま上がつた地域というものは、ことばの上では抽象的にわかりませんが、具体的には一体何を言うかということになりますと、個々の点において問題もある。また実際にそれをつかまえると、非常に範囲が狭められてくる、實際上意味をなさないというようにも言われておるわけでありまして、ここいらに技術的ないろいろの問題点がございまして、大体市街区域における農地に近傍の宅地と同じ並みの措置をとれということは、税制だけからの判断、措置はいたしかねると思ひます。やはり基本におきまして土地に対する政策、農業に対する政策、農地に対する政策というものの決定の上におきまして税制というものが補完的な意義を持った作用をするものである。そこで、この問題につきましても各般の事情をよく考慮し、各方面の御意見等もよく

考えまして、慎重に検討を進めるべきものである、こう考えております。

○阿部憲一君 この問題ですけれども、大都市並びに市街化区域での農地や遊閑地に対しても、地価の対策上あるいは新都市計画から考えまして、特別の課税措置を講ずるのは当然であるといふような声が相当ありますが、これは住宅問題とも引つからんでおる大きな問題ですけれども、これについてはどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(秋田大助君) ただいまも申し上げましたとおり、その時代的な御要求というものはよくわかつております。それらを十分踏まえまして関係方面の御意見も伺い、慎重に検討の結果、措置をいたしたい、こう考えております。

○阿部憲一君 いまこの問題につきましても、結局、自治大臣は非常に慎重な御返事をなすつたんですけれども、これはやはり私も地価の高騰というものは一番大きな問題となっております。住宅問題の解決のネックになっております。ですから、これについてはむしろ前向きに対策をすみやかに樹立していただきたい。そうしてこの地価の暴騰を抑える意味におきましても、土地に対する税制の確立を樹立していただきたい、これを要望する次第でございます。

最後に、消防のことで大臣にちよつとお伺いしたいと思ひますが、火災のことについては先ほど大臣のお話にございましたんですが、毎年火災がふえておりますけれども、消防庁の統計によりまして、四十三年には、出火件数は五万三千六百五十四件、損害額が五百四十三億円、焼死者が千六百六十人、負傷者が八千八百七人、焼損が四万三千八百六十四棟、被災世帯が三万四千六百六十四世帯、こういうような被害報告が出ております。この中でも特に特徴的なのは、人身被害が非常に多くなつてきております。それにつきまして、消防の予算の面から見ますと、東京都が全予算の二・八%、大阪が二・九%、大体同じでございます。非常にわずかでございまして、ところが、ロンドンに

おきましては六・四%、それからさらにニューヨークでも四%というように、非常に外国の例に比べてましてわが国の消防体制のおくれがこの面からもうかがえるのであります。したがひまして、年々ふえる火災による被害を減少せしめるために、私は待遇改善による消防警員の確保、それから増強及び化学消防体制の強化をはかることも、一般消防施設に対する補助拡大、保安規制の強化など、総合的な消防対策の推進を行なつていかなければならないと思ひますが、これにつきましてのお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) いまあげられました各般の施策、これは促進強化の必要が大いにあります。自治省行政の中で、消防、災害対策という点につきましては、従来、歴代大臣も意を尽くされたところでありますが、最近の火災あるいは災害情勢にかんがみまして、この点まだ非常に欠けるところが多いというところは、私、就任早々痛感をいたしました。したがひまして、総額、絶対額においてははなはだ少なうございまして、消防補助行政につきまして、予算上、四十五年度はある程度の増額をはかり、かつ実現をいたしております。これだけでは不十分であることはもちろんでございます。人命の損害の多いことも事実でございます。また火事の発生のもつことも事実、いろいろ建築資材あるいは防火体制その他につきまして、もう考えなければならぬ、処置すべきものがあまりにも多過ぎることは痛感いたしますが、乏しき中にもひとつこれらの施策の運用を十分にいたしまして、消防災害の予算の整備とこれが対策に今後充実、促進を期してまいりたいと思ひます。

○阿部憲一君 長官にお伺いしたいと思ひますけれども、最近コンビナート工業地帯の事故が御承知のとおりに相次いで起こっております。川崎臨海工業地帯の日本石油化学で爆発事故を起こしたのに引き続きまして、同じ地帯の昭和石油川崎製油所でも火災がありました。幸いにして人身事故はなかったのですが、今後危険物のある

コンビナート地帯では、いついかなる大事故が発生するかわからない現状でございます。ついでには、この危険地帯における消防組織はどのような状態になっているか、また工場で仕事をしている人、また付近の住民の火災に対する安全性というものは確認されているでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) 石油コンビナート地帯の火災をはじめとする防災体制につきましても、かねてから消防審議会の御答申もありまして、私もその整備に努力をいたしてきたところであります。まず、これがためには、地域全体としての防災体制を整えなければならぬというところから、防災体制の組織をいたしましては、果の防災会議で石油コンビナート部会というものを設けて組織的な活動ができる体制を整えるように指導いたしてきているわけであります。また同時に、コンビナートが所在する市町村におきましても、同様な体制を整えるよう指導をいたしております。また、何と申しましても、関係の工場等において火災を出さないということが一番重要なことでございまして、これらの工場等に対しては、保安教育の徹底、あるいは保安点検の実施、従業員に対する消防訓練の実施というように、ことをお願いをしております。これは最近かなり整備されてきていると思ひます。同時に、自衛消防体制の整備につきましてもかなり進んできております。御承知とも存じますが、川崎の昭和石油の火災におきましても、当該工場の自衛消防隊はもとより、近辺の関係会社からも応援を得ております。これらの点につきましても、地域の協議会をつくらせまして、企業同士で連絡をとって協同して自衛消防に当たるようにしていただいております。こういうふうにしていろいろやっておりますけれども、御承知のとおり、非常に巨大な施設がどんどん新しく出てまいりますので、やはり何と申しましても、関係企業の自衛体制を整えるとともに、市町村の消防体制も整えていかなければならぬわけでございまして、昭和三十八年でございましたが、以来、化学消防施

設についての補助金の強化をはかってまいりましたが、今後ともさらに努力をしてまいりたいと思ひます。

それから同時に、石油火災になりますと、普通の水をかけたのでは消火できませんので、あわ消火剤というような特殊な薬剤を用いなければなりません。この備蓄という問題につきましても、関係市町村はもとより、あるいは企業はもちろんでございますが、最近では県で協同して共通的な資材を保有させるような指導をいたしてありまして、御承知のとおり、現に神奈川県等ではそういう方向に進んでおるわけでございます。こういうようなことで整備をはかってきております。

また、地域の住民の方の安全の問題につきましても、これは該当市町村で消防計画をつくることになっておりますので、その際には地域住民の安全についての避難あるいは誘導の体制というようなものについて計画を立てさせておいて、関係の地元にはPRをするようにつとめております。ただ、場所によつて条件がいろいろと違ひますので、一律にこういうやり方ということをお私の方から示すのは、かえつて具体的な統制を欠くという面もございまして、そういう指導はいたしておりませんが、消防計画の中に取り上げてやるように指導いたしております。

○阿部憲一君 いま長官から承りますと、非常にそれに対して努力をなさつておられるけれども、結局、最近の設備の拡張なんか追いつけないような面もあるんじゃないかと思ひますので、せっかくこの協力の体制を整えるように今後強力に推進していただきたいということをお願いしておきます。

なお、これについて消防法第十四条の三に、一定の危険物関係の事業所に対して自衛消防組織の強化を義務づけておりますけれども、設置数については消防白書には四十三年三月三十一日の調査で百七十九カ所となっておりますが、これらの事業所は、政令に基づいて完全な態勢を整えているわけではございませんか。

○政府委員(松島五郎君) 危険物の自衛組織につきましては、ただいま御指摘のございました消防法に基づきまして施行令が定められてございまして、一定の量の石油等を保有いたします場合には、その量に応じて化学消防車等の整備をさせることになっております。現在関係企業におきましては、この基準に従つて整備してきております。

○阿部憲一君 いまの政令は非常に簡単なように見受けられますけれども、この程度の義務づけでいいのかどうか、すなわち政令で定められている範囲で十分であるとお考えですか。

○政府委員(松島五郎君) 災害の態様がいつどういふ形で起きるかというものを一般的に予測することはなかなか困難でございます。どんな状態でも絶対的によいふうなことをいふことになりまして、これは膨大な量の機材、施設等を必要とするわけでございますので、そういう意味から申しますならば、これだけいふいふかなる天変地異が起こらうと絶対的によいふうなことを申し上げるわけにはまいりませんが、ただ、現在自衛消防隊が一応期待をいたしております点は、公設消防隊が到着するまでは、少なくとも現地にあります自衛消防隊が火災の拡大を防ぐために必要な化学消防車あるいはその薬剤の保有量というものを中心に規制をいたしていただくわけでございます。そういう意味から申しますと、いかなる場合にも十分だとおし上げかねますけれども、一応の体制は整えられておる、しかし、化学消防薬剤の備蓄等の問題につきましましては、さらになお検討する必要があるかと考えております。また、消防法で規定しております自衛消防隊というものはいわゆる消防隊でございます。そのほかにこういう石油関係の施設につきましましては、固定消防設備というものをいろいろと義務づけております。そういうものにつきましても整備をされておりますので、一応の体制は整つておる、こういうふうにおし上げられると思ひます。

○阿部憲一君 この白書によりますと、消防と企業との責任範囲等五項目に対して現在検討中であるというふうに言われておりますが、これはどうなつておりますか。

それからもう一つ続きまして、特に自衛消防と自治体消防の責任範囲、言いかえるならば企業の責任と自治体の責任分担をどのように考えているかという点、非常にこれは大切なことでございまして、防災対策上重要なことであるのですが、これについての考えをあわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(松島五郎君) その問題はいろいろと問題になる点でございまして、私どもも従来から検討を続けてまいつておりますけれども、現在の段階でまだ結論を得ていない段階ではございせん。ある施設ができていくために、その施設が非常に危険性を持つていくということによつて、直ちに市町村が一般の方の納められる税金でもつて施設を整備するということは、特定の会社のため施設になるのではないかと考へる方が一方にございまして同時に、そういう施設が一たんできた以上は、少なくともその施設の損害は別として、その施設が災害にあつた場合、その周辺に及ぶ損害というものは、いついかなる場合でも防がなければならぬ。したがつて、その程度の準備というものは市町村の責任でどうしてもしなればならぬという考へ方もございまして、その辺は、それでは境界はどこかということになりますと、ここだといつて線を引くことが非常にむづかしい問題でございまして、いろいろな角度から検討しておる段階でございまして。

○阿部憲一君 最後にもう一つこれに関連して御質問申し上げますが、自衛消防組織と自治体消防の関係というものは、企業の規模や町村の行政能力によつて非常に違つてくると思ひます。したがひまして、災害対策に対処する計画を具体的に作成しようという場合には、やはり消防庁において適切な助言をすることが非常に大切だと思ひますが、この点はどのようにいまやつておられるか、御説明承りまして私の質問を終わります。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘の問題でござい

ますが、私どももそういうことを考へまして、関係のありますコンビナート地帯の市町村の消防の関係者に集まつていただきました、こういう問題についての検討会というふうなものをつくつて検討を進めてきておりまして、それぞれの地域の事情に合うような進め方をするように、また、関係の企業に対しては必要があれば私のほうから必要な連絡と申しますか、お願いをするというふうな方向で進めてきております。

○委員(山内一郎君) これにて暫時休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時四十二分開会

○委員(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、阿部憲一君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

○委員(山内一郎君) 昭和四十五年警察庁の施策及び予算に関する件を議題といたします。

これより質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○山本伊三郎君 それでは、先日、当委員会では表明されました国家公安委員長の所信表明に対して、きわめて簡単に二、三だけひとつ聞いておきたいと思ひます。

荒木大臣とは、予算委員会、内閣委員会ですぐにぶつておられますから、あなたの政治理念は大体私わかつておるつもりですから、答弁は大体私も想像できますが、やはり委員会ですから一応伺つておきたいと思ひます。

私は大体警察行政を三つに区分していつも研究し、考へておるんですが、刑事警察、警備警察、交通警察というところで実は考へておるわけです。特に私はきょう取り上げたいのは、政府も今度、相当大幅な道交法の改正をされる。もうすでに閣議決定もしたようですが、この交通警察行

政と申しますか、今日非常に問題があると思うんです。私は一応そういうことはなかなか実現は不可能かもしれませんが、かつて社会党の政策審議会が交通省の設置というものはどうかという発言もしておるわけなんです。それに相対的な問題があるんですが、ここでひとつ大臣に聞いておきたいのは、きょうはもう所信表明に對するものだから枝葉末節なことは申しません。いまの交通問題、交通安全に対する根本的な施策と申しますか、これは警察行政だけではありせん。運輸関係もありまして、そのほか幅広く各省にまたがりまして、警察行政の中に占める、国家公安委員長として交通安全の根本にどう対策を立てたいか、それだけひとつまず聞いておきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫) お答え申し上げます。

端的に、舌足らずかもしれませんが、申し上げます。交通安全に對する根本的な施策と申しますか、これは警察行政だけではありせん。運輸関係もありまして、そのほか幅広く各省にまたがりまして、警察行政の中に占める、国家公安委員長として交通安全の根本にどう対策を立てたいか、それだけひとつまず聞いておきたい。

者の死亡事故を大幅に減少させること、車対車、車単独の事故の現在の増加情勢を抑制すること、これを当面の目標にいたしましてできる限り多くの警察官を動員して、また交通監視員制度を新設いたしまして、街頭における交通監視員制度を強化する一方、交通安全施策等整備事業の第二次三カ年計画を実施いたしまして、補助事業四十六億円、府県単独事業二百三十一億円、合計二百七十七億円をもって、信号機、道路標識、道路標示の整備をはかりますとともに、住宅地域などいわゆる裏通りにおける一時停止、一方通行などの交通規制を拡大して歩行者等の安全をはかりたいと存じます。

それと同時に、地方公共団体を中心とした地域交通安全活動や、事業所、団体等組織における交通安全教育が積極的に行なわれるよう助言、協力をするなどして交通安全に関する国民運動の展開をはかり、また、免許更新時の講習等の充実につとめまして運転者対策を推進しております。今後さらに推進をはかりたいと存じます。

交通事故の増勢を防止するためにはもちろん警察だけでできませんこと先刻も申し上げましたが、関係機関団体等が協力して総合的な施策を有効適切に推進するとともに、一方、国民の一人一人が交通安全についての認識を深め、正しい交通方法の実現につとめることが何よりも重要であるかと考えておる次第であります。

○山本伊三郎君 大体本年度の施策についてわかりましたが、やはりこの交通安全という問題の解決には国民全体の交通安全に対する認識というものが私は必要だと思ふ。で、先年、中国へ行きまして、またアメリカをずっと回りまわしたけれども、非常に両国は、社会主義国と資本主義国と分けるという点で、それは語弊があるかしりませんが、顕著なものが出ていますね。ハワイでは御存じのように、通行する何と申しますか、横断道路の標識のところを通らなければ通行人はいなくなる反則金といいますが、日本の反則金を取るぞと、それでやっつけてしまふ。中国のほうは、実は交通関

係の警察官——まあ今度の巡視員、これは私はいちばん思うんですが、巡視員がとめて説得して、わかるまで実は説得をしている姿ですね。したがって、日本の取り締まりというのは、いわゆる自動車を操縦する人が重点になっておる。私はそれが必要だと思ふ。非常ないわゆる悪質ドライバーがおりますから、もちろん必要ですが、そういう人を含めて全般に交通意識と申しますか、交通安全意識というものを徹底せなくちゃいかぬ。いま幼稚園からそういう訓練をしておりますが、これはいい傾向ですが、これは明らかに学校でやっても、実態がそうであるときには、幸いこれは巡視員というのを二千五百名ですか、全国にくるといことが道交法の改正に伴ってあるようですけれども、私はそういう方針で十分に一般国民に交通安全の認識を与えるということ徹底してもらいたいと思ふ。人間というのはすぐそういうものを忘れてしまいます。直接その点はこれは私は質問ではありませんが、特に交通警察に關係する諸君にその点は十分お願いしておきたいと思ふ。

それから、時間を急ぎますから、あとに質問者もおられますから私は簡単に次に移りますが、先ほど申し上げましたように、刑事警察、警備警察、これは刑事警察は一名政治警察といっておりますが、それから交通警察、交通、警備、刑事の關係者、交通には一般の巡査も入るようになっておりますけれども、保安警察といふことになっておると思ふんですが、そのウエイトは、警察官の人員はいま十七万ほどおられるようでありまして、刑事、交通、警備と三つに分けて人数の比例はどうなっておりますか。それによつて大体警察行政の重点がどうなっておりますか。単純な算術計算でございませうが、一応その目安としてどうなっておりますか、ちよつとその点御説明願ひたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫) 具体的な数字は政府委員からお答え申し上げますが、十七万余警察官がおられるわけでございますが、言うまでもなく一番多いのは外勤警察、交通警察官を含めまし

てこれが一番多いようであります。まあその次に刑事警察と申しますか、新聞紙上は機動隊がはなはだはで報道されますけれども、数の上から申しますと十七万のうちその大部分を占めるというもののじやないかと承知しておりますが、要すれば具体的な数字でお答えをさせていただきます。

○政府委員(富田朝彦君) お答え申し上げます。昭和四十四年度の定員総数はいま山本委員の御指摘のとおりでございますが、その内訳を比率で一応申し上げますと、刑事捜査関係、これは鑑識等も当然伴いますので、これを含めると一七・七%、それから少年とか、あるいは銃砲、あるいは麻薬、こういうものの取り締まりに当たっております保安、防犯の關係でございますが、これが約六%、それから交通關係に従事しております警察官が三%、警備關係に従事しておりますものが一%、これはそのほか機動隊、機動隊は警備關係のいわゆる治安警備にも相当従事いたしておりますが、雄略警戒、災害あるいは暴力取り締まり、交通取り締まりにも従事いたしておりますわけでありますが、これが五・七%、残りが、先ほど大臣からお答えいたしましたような外勤警察官でございます。

○山本伊三郎君 それは幾らですか。

○政府委員(富田朝彦君) これは約四〇%でございます。

○山本伊三郎君 数字だけで警察行政がどこにウエイトを置いておるか、そういうことはそう即断できませんが、この保安といいますが、外勤といいますが、四〇%の警察官がおられる——約五万、六万ほどおられるのですが、七万ですか、案外いま巡邏と申しますか、パトカーで回つておるのはいくつかありますが、あまり住宅方面の巡邏といひますか、それが、私も世田谷におりますが、十年住んでおるけれども、一ぺんも会つたことがないんですが、まあ数は少ないことはわかりますが、それでよく近ごろ暴漢ではないのですか、痴漢と申しますか、子女をちよつと何といひます

か、ちたつたり何かしてやるというのが多いのですが、そういう点はどうか。私は私の経験から見て非常にそういう巡邏が少くない。少ないのか、来ないのか知りませんが、この点はどういう認識に警察当局はおられるか。

○説明員(長谷川俊之君) お答え申し上げます。

外勤警察官は、御承知のように都市部におきましては派出所に勤務いたしておるわけでございますが、当然勤務時間が一週間四十四時間ないし四十八時間と、県によりまして差異がございますけれども、そういうことになっておりますので、四万ないし五万、派出所におきまして一日に勤務いたします者はその三分の一、あるいは二部制でやっておりますところは二分の一、こういうことになりまして、ところによりましては、先生御指摘のように街頭に見かけないことが多いというところもあり得るかと思うのございますが、私も外勤警察官は何とんでもできるだけ街頭に出て、そうしてパトロールを中心とした活動をしなきゃいかぬ、こういうことで指導いたしておる状況でございます。

○山本伊三郎君 これはいずれまた機会がありましたらお尋ねいたしますが、捜査関係といいますが、刑事関係といいますが、これが一七・七%、最近凶悪犯罪が相当出ているわけなんです、これが人心に与える影響というものはきわめて大きいと思うのです。警察不信の念とさえ言われる一部の人もおられますけれども、私も警察関係者若干知っておりますから、いろいろ意見は聞いておりますけれども、やはり捜査としては――昔の警察はあれはむちゃです、あれは全くもう白状として、拷問主義ですから、無理にやっておった傾向があります、いまは科学警察でありますから、なかなか証拠を得るためにむずかしいことはよくわかりますが、それにしても若干はがゆいような点もあるのです。たとえばこういうことを言っているのかと思ひますけれども、三億円の強奪事件ですか、あれはいまだに出てこないですね。もう一年半以上になるんですかね。あれは人命に影響

なかったからそうあんまり社会的影響がないかもしれないませんが、そういう点がどうも私は、相当今度の予算でも捜査研究、科学的な研究ということに力を入れられておるようですが、いまの警察力ではなかなか犯罪捜査はむずかしいうございまして、警察の立場は警察の立場として、その実情を簡単によろしいからちよつと御説明願います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(高松敏治君) 御指摘のように、刑事警察はいま次第にむずかしくなってきたというように私も内部的に感じております。で、警察の力自身の強さ弱さという問題、相対的なものでございましょうが、やはり犯罪自体が非常に悪質化している、あるいはまあ巧妙になつてきている。一番根本的な問題は、何とんでも犯罪が都市に集中している、都市化現象というものが最近非常に顕著でございますが、それに伴つて、たとえば聞き込み捜査一つにしても、たいへん聞き込みがやりにくくなつてきています。それからモーターリゼーションの時代と言われておりますが、車を使う機動的な犯罪というものが非常に多い。それで、隣の県に住んでいて、それで隣の県へ行つて犯行を犯すというものが非常に多いわけでございます。昔のように贓品を一つさがすにいたしましたも、そのそばに贓品があるとは限らない。ほかの県、大阪で申せば贓品は神戸にも流れます、和歌山にも流れます、京都にも流れます、こういう形になりました。たいへんむずかしいわけでございます。それで私も私としては、そういう一つの非常に激しく変わつてまいります世の中の動きに即応する刑事警察にしなければいけない。そのためには装備の問題とか、教育の問題とか、訓練の問題とか、あるいは将来はコンピュータ導入というようなこともいろいろやつて、何とかこれに即応するような態勢に持つていかねければならないと思ひます。ただいま検挙率だけはいけば、アメリカ、イギリスに比べても検挙率は高いわけでございますけれども、しかし、このまゝいままですと、

あるいはまあそういう外国並みに近くなつてくるおそれが十分でございます。その点は私も十分に考え、施策を検討して、効率的な、国民の皆さまに御安心願える刑事警察をつくり上げたい、かように存じております。

○山本伊三郎君 その点は十分私もわかりますが、犯罪はますます巧妙といひますか、逆に犯罪のほうは科学的になつてくる。完全犯罪といううなことを言われまますが、これはなかなかむずかしい問題ですが、私は警察行政と申しますか、警察権自体は、私は国民にもあるという一つの政治理念なんです、国民自身が警察権を持つていて、と。ところがいまのところは、警察と言へば、こゝとは悪うございましてけれども、何か別の、まああまりおもしろくないところだ。警察でちゃんと拾つた金をあげると言つても、なかなか警察はいやだという感情がありますね。大臣、聞いていてもらいたいの、私は、その国民の警察であるという気持ちややはり国民に持たして、犯罪を防ぐのは自分らがやるのだという、やはりこういう思想というものは必要じゃないかと思ふ。でないと、私は今後の犯罪というものはそう簡単にあがらないと思ふ。これは奈良県のことですか、非常に協力して早くあげたというふうな例が新聞に載つておりましたね。やはりそういうふうな、刑事警察、特に刑事警察だけではありませんが、警察権という一つの権力ではないんだ、国民自身が警察機能を持つておるんだ。たまたま専門にやつておるというふうな気持ちで警察行政を運営していかねければ、アメリカのような、ああいう凶悪な犯罪がますますふえてくるのじゃないか。この点を、質問ではありませんが、私の意見として申し上げておきたいと思ひます。

最後に、万博の警備、交通関係、それをちよつとお伺ひしておきます。これで終わります。いよいよ世紀の万博ももうあさつてですか、開会式は、十五日から一般に公開されますが、私は大阪出身ですから若干役員もしておりますけれども、これはたいへんと思う。まあ交通関係も、交

通局長からも若干これは私的に聞いております。この機会には聞きませんけれども、相当万全の策をとつておるようですけれども、初めてのことでですから、こちらの対策と実情も変わつてくると思ふのです。したがつてこの点はひとつ十分やつていただきたいと思ふ。特に外国人が相当来ますから。きょうの新聞で――私きょう質問しようと思つたら、新聞のほうに先に出ておつたので、あいつは新聞を見てから言つたと言われるのはどうもおもしろくないのですが、外国人の犯罪はどのような形も、私はまだでないと思ふ。これは外交問題にも発展いたします。したがつて、単なる行政関係の警察官だけでは問題は起す場合もあるかも知れない。といつて、外国人といへども、こゝろは悪いかもしれないと思ふけれども、悪い人、またすりという連中もおるかも知れません。こゝろは悪いことを言う、非常に外国に對して相済みませんけれども、全然おらぬというこゝろはないと思ふ。それとも一つは、密輸入というものも、私はこれを利用して出てくるというこゝろも考えられると思ひます。これは皆さん警察以外のところも関係ありますけれども、そういうことで、外国人に対する取り締まり方法、それから交通に對する、いまの万全といわれる対策の大体の概要、考え方だけ聞いておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いまいろいろ課題を例示されました御懸念は、私もお気持ちとしては同じように、心配すれば切りがないような課題があるなあと存じております。

ただ、一応の想定のもとに、交通渋滞あるいは万博の構内の混乱、交通関係については、一応のことは万全の措置をという気持ちで立ててはおりますけれども、その前提条件が流動する要素ばかりなものですから、幕をあけてみなければわからない。無責任な表現のようですけれども、そういう要素が多分にあると懸念いたしております。したがつて、どんなことが起こりましようとも、ケース・バイ・ケースで最善の努力をするのだという

かまへもあわせ持ちながら、一応の想定のもとに、交通関係の信号でございますとか、あるいは一方交通にしてどうか、あるいは交通情報をお客さん方にも知っていただくというようなことを遠隔の地域にまでもそれを及ぼしての人の流れ、車の流れの調整を考へておられますが、なかなか容易じゃないことは申し上げたとおりであります。密輸入等御指摘のような諸課題につきましても、要すれば後ほど政府委員からお答えを申し上げたいと思います。

早い話が、ピーク時には六十万ないし六十五万のお客さんが殺倒するであろうと万博協会でも想定しておりますが、六十万と仮定いたしました、三十万人くらいは直接電車で、あるいは地下鉄で会場においでをいただきたいという計算のようでありまゝ。ところで、一方万博協会それ自体が千五百台の乗り合いバスを予約をいたしまして、それだけではどうにか手を打っているというのを申し上げておりましたが、それが約百人さばくといまして十五万人、残りの十五万人がマイカー族なはいしは、てくてく来る人はほとんどないと思ひますが、そういうことで、三人くらいが乗るとしまして、マイカー族が五万台のマイカーを駆使してやってくるであろう。ところで、一方聞いてみますと、万博協会が一応の予定しておりました駐車場のスペースは三万台、まあ少し水増しの推定してても三万五千台。五万台と仮定しますれば、一万五千台があふれる。この一万五千台が周囲の環状道路をうるちよるするであろう。いろいろな現象が想定されますが、そうだとすれば容易ではない。さらにまた電車、汽車で来てくださいますと、おりましたも、マイカーで行きたいと言つておられ、諸条件がそのつど違つておられる。その変化に應ずるダイナミックな対策も考へなければならぬということ、関係当局者は努力を重ねておるようでございます。

いづれにいたしましても、国際的な行事であり、日本の国としてのメンツにも関することであり、御指摘のとおり国際問題に発展するおそれな

しとしない課題も想像される状況でございますから、口幅たく申せば、私どもの担当分野では万全を期すという一語に尽きる心がまえで臨んでおるような次第でございます。なお具体的には、政府委員から要すれば答弁いたさせます。

○山本伊三郎君 外人関係の取り締まりは、それほどがやっておりますか。

和を確保するため、絶えず組織、体制のあり方や警察諸活動の方法について検討と改善を加えるとともに、諸活動の重点を真に国民の期待し、要望するところに指向してまいる所存であります。とこそ所信を述べられております。

警察の責務を理解しないところの偏見に基づく発言であると思ひます。いわんや、国民の負託にこたえて法律に基づき犯罪の予防、鎮圧、検挙を行なうための警察の組織や職務執行を、弾圧ということでは表現されまじことは心外千万と存じます。

○説明員(長谷川俊之君) お答え申し上げます。五千万の観客の中で、一応外人関係は約百万あるいはそれ以上になるかもしれないが、約百万人来るのではないかとこのように予想されております。したがって、ここに先生の御指摘の

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のとおり、私は去る十日、閣議後の記者会見で、都議会で問題になりました共産党に関する秦野警視總監の発言に關連して、秦野発言は当然のことであり、共産党は破壊活動防止法の容疑団体であるとの趣旨を述べたつもりであります。

○政府委員(川島守君) 先般の都議会で總監が答弁をいたしました内容をかいつまんで申し上げますと、共産党の都議會議員の質問は、警察が日本共産党に対していふゆる視察、内偵をすることは憲法違反ではないのかという質疑の内容でございます。これに対して、ただいま大臣から御答弁がございましたように、警察といたしましては、警察法の命ずるところに従つて、公共の安全と秩序の維持の責めに任じておるわけでございまして、個人、いづれを問はず、これに対してふだんから関心を持っておりますことは、職責を果たす上において最も必要なことと存じます。したがって、總監が申しましたのは、簡単に申しますと、日本共産党と申しますのは、政権獲得の手段として二つの方法をあげておる。一つは平和的移行の方法であり、一つは非平和的移行の可能性の問題である。したがって、そこで申しておりますように、これは官本現書記長も「日本革命の展望」という著書の中で、きわめて明確にそのことに触れておられるわけでございまして、いま申しましたところでもおわかりのように、平和的移行というものは、いわゆる議会主義の道ではないという

○二宮文造君 今朝来長時間にわたる審議でありましたけれども、同僚の委員の皆さんの御理解を得て若干質問を続けさせていただきたいと思ひます。

○二宮文造君 さらには大臣にお伺いしますが、日本共産党所属の栗原都議會議員は、その本会議におきましてこういうふうにして述べられております。『さらに重要なことは、今日の警視庁が公安警備、機動隊関係のみでなく、その機構全体が弾圧機関として運営されているという問題であります。警視庁が憲法違反のスパイ活動をやってゐることは、周知の事実であります。』云々と、こういうふうに述べておられますが、この発言に對しまして公安委員長、大臣は、どのような見解をおとりに存じますか、お伺いしたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。警察は、申し上げるまでもなく警察法第二条により、公共の秩序の維持に当たることを責務といたしております。したがって、警察がすでに発生した犯罪の捜査に限らず、将来発生することが予想される事態に備へまして、その対策を講ずるため、国民の協力を得て各種の情報、資料を収集しますことも、当然に警察の責務に属することと存じます。これをしるスパイ活動というのは、

ことをはつきり、その他の共産党の公刊物の中できわめて明瞭になっております。さような意味合いにおいて、最終的な政権獲得の手段としていわゆる暴力主義的な方式もとり得る、あり得るということをはつきり述べておるといふ、そういうふうな意味合いにおきましても、日本共産党に對し、警察の責務を達成する上において常に關心を持つ必要があるのだ、こういうふうな趣旨の答弁をいたしましたように聞いております。

○二宮文造君 私、この都議会の速記録の写しを手にしておるわけでありませうけれども、その中のことを若干引用いたしますと、先ほどの栗原都會議員の質問に對して秦野總監はこう申し上げております。「はつきり申し上げますと共産党のこのいわゆるマルクス・レーニン主義の立場で、いろいろの文獻その他ではつきりしてありますことは、この議會主義の先頭に立つておやりになるということとをよくおっしゃいますけれども、最後のこの政権獲得の手段というものは、平和的方法ということではないわけですね。」云々と、このように申し上げております。さらに再質問に對しまして、「共産党の政権を獲得する方法というものにつきましても、綱領のみならず、綱領やいろいろの說明、宮本書記長、宮本書記長の報告なり、いろいろの文獻の上からみて」と、このように具体的に引用されているわけでありませうけれども、總監がここで指摘をしております綱領あるいは說明あるいは報告、あるいは文獻ということばにつきましても、具体的に御説明をいただきたいと思つてあります。なお、いま「日本革命の展望」ですか、を引用されての答弁は伺いましたけれども、いま申し上げましたような趣旨で御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(川島広守君) 先ほど答弁いたしました「日本革命の展望」以外の箇所におきましても、たとえば昭和四十一年の十月開かれました日本共産党第十回大会で承認をされました中央委員の報告の中にも、はつきりそのことが出ております。具体的には「前衛」の昭和四十二年一月の臨時増刊号の中にも、革命が平和的に行なわれるか、あるいは非平和的に行なわれるかは、かかつて敵の出方いかんにあるのだという趣旨のこともございませうし、しかもまた、いま申しました平和的ということばにつきましても、先ほどもちよつと触れましたけれども、いわゆる社会党と日本共産党との区別という点について、「日本共産党百問百答」の中にはつきりそのことがうたつてあります。いわゆる社会党は議會に多数を占めるといふ方法によつて政権をとる、日本共産党はそうではないんだという趣旨のことを、日本共産党と社会党との区別の要點にそのことをはつきりうたつてございませう。さらにまた、その他昭和四十二年の九月号の「議會と自治体」という共産党中央委員会が発行しております論文の中にも、はつきりと、日本共産党というものは一部の者が中傷するやうな平和革命論の立場をとるものではないんだということをはつきりそこにもうたつてございませうし、あるいはまた、昭和四十三年の十一月三十日の週刊誌「東洋経済」の中にも、当時の青年学生対策部長でございます広谷俊二という人が、共産党は暴力一般を絶対的に否定したことはないんだとはつきり述べられておるわけでございます。その他いろいろたくさん資料はございませうけれども、以上のような諸點のことをさして私はおそろく答弁があつたんであらうと、かやうに考える次第でございませう。

○二宮文造君 ここで法務政務次官にお伺いをするわけでありませうけれども、お聞きのように、いま荒木国家公安委員長は、去る十日の記者会見のことばをさらにこの席上でお述べになりました。日本共産党は、依然、破壊活動防止法の適用容疑団体だ、このような発言がいま大臣からございませう。そこで伺いたいことでありませうけれども、日本共産党が破壊法の調査対象団体、いわゆる容疑団体として指定を受けたのはいつ、その理由はどのようなところにあつたか、これをまず政務次官からお伺いしたい。お答えいたします。

指定を受けたのは昭和二十七年七月下旬と聞いております。その理由はどうかとお尋ねでございませうが、その理由をいたしましては、日共が破壊法が規定しております破壊活動をする団体の容疑があるということから、これを指定したものであるというふうに聞いておる次第でございませう。

○二宮文造君 この破壊活動防止法というのはなかなかたいへんな法律のように私も承知しております。たとえば目的の第一条のところを讀みますと、「この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。」なかなかたいへんな目的を持った法律であります。その破壊法の施行時期が昭和二十七年七月二十一日で、いま伺ひしたところによりますと、同じく七月下旬にその調査対象団体として指定をされたということについては、いわゆる施行早々の適用である、こういうふうな判断をせざるを得ないわけでありませう。まあその点につきましては、昭和二十六、七年と申しますと、いわゆる日本共産党の火災びん闘争が激しく展開されました世間の耳目を驚かせますと同時に、また、恐怖の渦を巻き起こしたことは私どもの記憶に新しいところですが、ですから、それらのことが直接の動機になつて破壊法の調査対象団体としての適用を受けたんだらうと思ひますが、指定に至つた経過について、さらに説明を当局のほうから伺いたいと思つてあります。

○政府委員(内田達夫君) 先ほど次官からお答えいたしましたとおり、昭和二十七年七月下旬、公安調査庁発足直後に、日本共産党を調査対象団体として指定しております。その理由につきましても、当時、日本共産党は内乱の正当性、必要性を主張する文書を多量に頒布しております。あるいはまた集団的暴力活動の準備をするなど、暴力主義的破壊活動を行つた疑いが深かつたのであります。しかも、日本共産党が将来もそのような活動を継続して、つまり破壊活動を行なうおそれな

しとしないと考えまして、破壊活動防止法第三条、第二十七条及び公安調査庁設置法第三条等に基づきまして調査対象団体に指定した次第でございませう。

○二宮文造君 日本共産党は、昭和二十六年の十月、日本共産党第五回全国協議会、いわゆる五全協で、言わますところの五一年綱領を採択し、その綱領の中では暴力革命を肯定している、こういうふうな言われておりますけれども、当該部分について原文を引いて御説明をいただきたいわけでありませう。

○政府委員(内田達夫君) 御指摘の五一年綱領を見ますと、その第四項目、「革命の力——民族解放民主統一戦線」という項目の中に、その一部を御紹介いたしますと、かやうに記載されております。「新しい民族解放民主政府が、妨害なしに、平和的な方法で、自然に生れると考えたり、あるいは、反動的な吉田政府が、新しい民主政府にじぶんの地位を譲るために、抵抗しないので、みづから進んで政権を投げ出すと考えられるのは、重大な誤りである。このような予想は、根本的な誤りである。」またその少しあとに、「日本の解放と民主的変革を、平和の手段によつて達成しようと考えられるのはまちがひである。」まだいろいろございませうが、そのような記載がなされておるわけでございます。まあかやうな記載からいたしまして、いわゆる暴力革命を日本共産党は肯定しておると、私たちはいまさうに解しておる次第でございませう。

○二宮文造君 その五全協につきましても、日共が最近、これらは党の一部分がやつて開催したものであつて、五全協の決定は日本共産党が党として公式にやつたものではない、こういうふうな弁明が盛んに行なわれているやうでありますけれども、この点について当局の見解を伺いたいわけですが、

○政府委員(内田達夫君) さような弁明が行なわれておることは承知しております。しかしながら、わが庁といたしましては、五全協の決定が党

の一部分がかってに開催したものは考えてお
りません。

○二宮文造君 さらにお伺いしたいわけですが、
それでは、もうすでに昭和二十七年に適用を受け
まして今日まで至っているわけでありすけれど
も、その日本共産党が破法の調査対象団体に指
定されて以後の公安調査庁の見解を伺いたいと思
うわけでありす。

○政府委員(内田達夫君) 先ほど警察当局からも
御紹介がございましたが、私たちのほうといたしま
しても、諸種の公然資料から合理的に判断いたし
まして、現在においてもなお、日共は将来暴力主
義的破壊活動を行なうおそれがあるものと認めて
おりますので、引き続き日共についての調査を続
けておるわけでありす。

○二宮文造君 いまお話がありました公然資料、
先ほど警察庁のほうから伺ったわけでありす
けれども、調査庁のほうからも、その引用する公
然資料にどんなものがあるか、これをお伺いして
おきたいと思ひます。

○政府委員(内田達夫君) いろいろございす
が、おもなものを二、三指摘いたしますと、その
一つは、昭和三十三年七月第七回党大会における
「綱領問題」についての中央委員会の報告」という
のございす。その二つは、「前衛」、昭和三十六
年三月号、「八十一カ国共産党、労働者代表者
会議の声明の主要な問題」、これは袴田里見論文
でございす。その三は、昭和三十六年七月、第
八回党大会中央委員会政治報告でございす。四
は、先ほど警察からもありましたが、「前衛」昭和
四十二年一月臨時増刊号、「議会活動の革命的意
義」、下司順吉幹部会議員候補の第十回党大会にお
ける発言でございす。

○二宮文造君 いまあげられました部分につ
いて、後日資料としてお出しをいただきたいと思
うのですが、よろしゅうございましょうか。

○政府委員(内田達夫君) 承知いたしました。
○二宮文造君 さらにお伺いしたいわけが
が、昭和四十三年四月二十三日、第五十八回国
会

の衆議院法務委員会会議録第二十四号によりま
す、日本共産党が今日破法による容疑団体であ
るとの根拠として、当局はいわゆる石川六・二〇
事件と称するものを引用されておりますが、その
論拠について御説明をいただきたいと思ひます。
○政府委員(内田達夫君) 判決文はかなり長い
でございす、これをよく要約いたしますと、
かような趣旨になっております。

一つは、昭和二十六、七年ごろ国内各地にお
いて組織的な破壊活動が相次いで発生してるとい
う客観的な情勢、事実でございす。それから、
その当時暴力によって政府を転覆することの正当
性を主張し、集团的に暴力を行使すべきことを扇
動する多数の文書が組織的に頒布されてるとい
う客観的な事実。次は、日本共産党が昭和二十六
年十月に採択した先ほどの五一年綱領の中で、「日
本の解放と民主的変革を平和的手段によって達成
し得ると考えるのは間違ひである」というような
記載がなされております。

かような事実、これを総合して考えまして、五
一年綱領と右集团的暴力の間に時期及び方法の
二つの点で密接な関連が存在してゐる。日共が団
体の活動として過去に破壊活動を行なつた疑ひが
あり、また将来破壊活動を行なう疑ひがあると認
定するについて相当合理的な、客観的な理由があ
る、こういうふうな判決文でございす。

また続きまして、公安調査庁が日本共産党を破
壊活動の容疑団体と認め、同党に関して調査権を
行使したことは違法ではない、かような判決、判
旨の内容になっております。

○二宮文造君 いま一番の判決を引用されたわけ
でございす。

○政府委員(内田達夫君) 一番も二番も同意旨で
ございす。

○二宮文造君 それではさらにお伺いしたいので
すが、もっと具体的にその辺開きたいわけであり
ますけれども、昭和三十三年の二月二十七日に、
名古屋高等裁判所金沢支部における二審判決がご
ざいました。いまその次長が引用されました、公

安調査庁が日本共産党を調査の対象としてゐるの
は違法ではないという趣旨のことをいま引用され
ましたけれども、弁護人のほうからは、違法では
ないか、こういうふうな論旨が述べられまして、
裁判所は判決を下したわけでありすけれども、
この調査庁が日共を調査の対象としてゐるのは違
法ではないか、こういう論旨につきましてどのよ
うに判決理由に述べられてゐるか、具体的に伺
いたいわけでありす。

○政府委員(内田達夫君) 弁護人の、公安調査
庁が日本共産党を調査の対象としてゐるのは違法
であるという論旨に對しまして、第二審の判決では
かように述べております。「原審証調の結果を
総合すれば、(一)昭和二十六、七年頃国内各地に於
て、集团的暴力により、暴行、脅迫、放火、殺傷
等の罪を犯す、相当大規模な、且、組織的な破壊
活動が相次いで発生したこと、(二)これ等の破壊活動
の背後には、暴力によって政府を顛覆することの
正当性を主張し、その準備的訓練として、集团的
に暴力を行使すべきことをせん動する多数の文書
が、組織的に頒布されてゐたこと、(三)日本共産
党が、昭和二十六年十月開催第五回全国協議会(所謂
五全協)に於て採択された新綱領には「日本の解
放と民主的変革を平和的手段によつて達成し得る
と考えるのは間違ひである。軍事行動は階級闘争
の一部であり、その最も戦闘的手段である。」とす
る部分があつたこと、等の諸事実を肯認するに足
り、以上の諸事実を綜合すれば、日本共産党五全
協の新綱領と叙上集团的暴力の間に、時期及び
方法の二点に於て、密接な関連が存在することを
疑わしむる合理的な事由があつたものと考へら
れ、日本共産党は、少くも本件発生當時に於て
は、団体の活動として、過去に於て破壊活動を行
つた疑ひがあり、また、将来に於て破壊活動を行
う疑ひがあるとされるについて、相当合理的な客
観的理由があつたと認められても、仕方のない状況
に在つたと言わざるを得ない。そうだとすれば、
公安調査庁が日本共産党を破壊活動の容疑団体と
認め、同党に関して調査権を行使したことは法違

でなく、これと同旨に出た原審の此の点に關する
見解は相当であつて、原判決は容疑の有無に關す
る事実を誤認したものでもなければ、また、破防
法の解釈適用を誤つたものでもないから、論旨は
その理由がない。」さうに判示してあります。
○二宮文造君 それで、現在もなお、いわゆる容
疑団体として指定せざるを得ないこの背後には、
日本共産党の種々の資料に照らして、いま述べら
れましたような判決理由の趣旨ですね、それが存
在しているかどうか、そのためにいまもその容疑
団体として指定されているのかわるか、この点に
ついてお伺いしたい。

○政府委員(内田達夫君) いまもなお存在して
おるものと認めて調査を続けておるわけであり
す。

○二宮文造君 さらにお伺いしたいわけであり
ますが、日共系の大衆団体として、全国生活と健康を
守る会、略称全生連、また各地に組織されました
民主商工会の全国組織でありますところの全国民
主商工団体連合会、略称全商連、さらに日本民主
医療機關連盟等々があげられておりますけれど
も、これらの団体の日本共産党との關係につ
いて、警察庁ではどのように理解されております
か、お伺いしたい。

○政府委員(川島広守君) ただいまお尋ねの、
いわゆる全生連あるいは全商連、民医連の三団体の
お尋ねでございす、結論的に申し上げますと
ば、これら三団体はいずれも日本共産党との關係
はきわめて緊密な關係にあると、こう申し上げよ
うかと思ひます。たとえて申しますれば、全
生連の場合には、機關誌「前衛」の中にもはつき
り書いてございすように、日本共産党と全生
連との關係は協力共同の關係である、そういうよ
うにはつきりうたつてございすから、きわめて
緊密な關係にあると、こう申し上げようと思
ひます。

○二宮文造君 いまは医療機關連盟のほうを引用
されたわけですね。あと民商とか、それから全生連
のほうはいかがですか。そういうような引用部分

はあります。

○政府委員(川島広守君) ただいま申しましたのは、生活と健康を守る会、全生連について申し上げたわけでございますが、全商連等につきましても、日本共産党の機関紙の「赤旗」の普及運動、そういう点につきましても、両者の関係においてきわめて協力関係にあるというふうな文獻もございまして、あるいはまた民医連につきましても、共産党とはきわめて緊密な関係にある、言いかえすれば、これらの団体の中にはいわゆる日本共産党の勢力が顕著に浸透しているというふうにしてよからうと思ひます。

○内藤三郎君 ちよつと関連して、民青との関連についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(川島広守君) 民青、青年同盟は、日本共産党と同様にいわゆるマルクス・レーニン主義というものを行動の指針にしているという団体でございます。民青と申しますのは、日本共産党との関係におきましては、共産黨員も相当数民青の中にはございまして、そういう意味では非常な緊密な関係にある、こう申すべきだろつと思ひます。

○二宮文造君 いま警察庁の見解を伺つて、まあ変わるはずはないと思ひますが、いわゆる破防法で日本共産党を容疑団体として指定をし、さらにまたその調査を将来も続けられるという。調査庁のほうでは、いま申しましたように、全生連、全商連あるいは全医連、こういうものと日本共産党との関係についてどのように把握されているか、お伺ひしたい。

○政府委員(内田達夫君) 警察からも申されたとおり、日共とこれらの団体とは非常に緊密な協力関係があるものと考へております。日共としましては、これらの団体の組織の拡大に協力し、これを支援しております。また多数の黨員がこれらの団体に入つておまして、かなりの役職員等も黨員が占めておるといふような状況がうかがわれます。

○二宮文造君 これらのことにつきましては、後

日関係の委員会で政府の考へ方なりあるいは問題なりを明確に伺つてまいりたいと、こう思つたわけでありまして、きようは時間の関係もございまして、最後に大臣にお伺ひしたい。

日本共産党が、一面では現行憲法下における公党として国政などに参加しております。また一面では、暴力主義的な破壊活動を規制するための破防法の容疑団体として指定を受けております。しかも、先ほどの答弁によりまして、将来も容疑団体として調査を続けていかにならぬ、こういうふうな見解がはつきりしたわけでありまして、こういう二面性について大臣はどのような見解をお持ちになれるか、所信をお伺ひして質問を終わりたいと思つたわけでありまして。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答えを申し上げます。先ほど申し上げたこととございしますが、警察は、警察法、警察官職務執行法、刑事訴訟法等、法の命ずるところに従つて、公共の安全と社会の秩序の維持に当たることを責務といたしておるものであります。したがらしまして、日本共産党の行なう合法的な政治活動については、警察として何らかのかわりのないところと心得ます。しかしながら、日本共産党は、先ほど来お話も出ておりますように、過去において暴力的な破壊活動を行なつた容疑があり、現在も暴力革命の方針を捨てていないと確信し得る限り、警察が日本共産党に警察の立場から関心を持つことは、国民から負託された責任を果たすためにも当然のことと考へます。

○内藤三郎君 関連。先ほど民青と共産党との関係についてお尋ねしたわけですが、昨年の一月に東大が民青を主に締結したのがいわゆる十項目の確證書でございまして、この十項目の確證書によりますと、大学を革命の拠点にするという意図が私は濃厚に出ていふと思つた。特に警官の立ち入りを排除し、そして学生を処分しない、大学の運営は教授会が中心でなくて、学生、院生、職員平等にあるのだ、そして大衆団交権、団体交渉権

を認めた、こういういわゆる大学を革命の拠点にしようという意図が露骨に出ていふように思つた。その傾向が各大学に相当浸透して来たと思つた。最近、大学法の制定によりまして、確かにゲバ棒の学生はなくなりましただけでも、今度は民青支配になつていふんじゃないかといふことをたいへん心配して居るのです。私、この間、富山へ参りました。富山では、経済学部で無期限ストライキに突入して居る。聞いてみると、二十七人の教授のうち九人の、三分の一の教授が埋まらない。そこで学生が、おそらく民青系の学生だと思つたのですが、ストライキに突入した。こういう事態を見ますと、大学の機能というものは全国至るところで麻痺しつゝあると思つた。これは富山大学の経済学部だけでなく、名古屋大学の医学部にも同じような現象が出ておるし、ほかにもたくさんあると思つた。きようは文部省の方に来ていただこうと思つた。きようは衆議院の予算委員会の分科会があつてお出になられませんでした。ただ、私はきようは事実を調べておいていただきたいと思ひます。いま国立大学の運営が民青によつて麻痺しておるという実態を、警察ないし公安調査庁はよく御存じかどうか、特にその中には相当人権侵害にわたるものも私はあるように聞いて居るわけです。特に富山大学の内田達吉という教授は、教授会から破門されまして、一年間授業を持たせない、そしてその講義は単位に認められないといふような事態も起きておるし、その他相当私は深刻な事態が起きておるように思ひますので、そういうことは許されないと申すんです。こういう点については、きよう資料がございまして、先ほどお答えいただいたし、なかつたならば、国立大学及び公立大学における民青の活躍について具体的に御調べをいただきたいといふお願いでございます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いま内藤さんの御指摘のことについて、国家公安委員長の立場からこれこれ申し上げることは妥当ではないと存じます。ただ、現象的に事実を指摘してお話、すなわち大学騒ぎの物理的な不平常な状況は一応おさ

まったやに見受けられるけれども、それはやがて民青の系統の者の独壇場がそこに設定されておそれがあるといふ意味におきましては、一国民として私も憂慮する一人であります。

それから、警察の立場から申上げれば、東大をはじめとする国立大学が顕著のようですが、刑法犯罪をはじめとする不法行為が頻出して居るにわかならず、そしてまた逮捕され、検挙され、起訴され、中には有罪になつた者もおるようですけれども、そういうことについて、大学当局は教育的な立場からの処分、有機体としての大学内の秩序保持のための処分は一切行なわないという傾向が顕著であります。そのことを念頭に置いて考えますと、いわば大学では無法まかり通つてよろしいといふことを大学当局によつて公認しているやにおそれられる。そのことは、いやしくも民主主義国家、法治国日本におきまして、最高学府といわれる大学内における認識そのものが、まことに、警察責任を国民のために果たすという立場から見ましても、感心しないやり方ではないかといふことをかねて心配している一人であります。

○政府委員(内田達夫君) 御指摘の民青によつて大学が麻痺しているかどうかという点につきましては、さような傾向のあることは聞いておりますが、具体的な正確な資料を用意しておりませんので、その点についてはお答えができないことを遺憾に思ひます。

○委員長(山内一朗君) 本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律

(地方財政法の一部改正)

第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(公営競技を行なう地方公共団体の納付金)

第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から昭和五十四年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行なうときは、公営企業に係る地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に百分の一以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を公営企業金融公庫に納付するものとする。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第二条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(役員欠格事項)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第二十八条の次に次の三条を加える。

(基金の設置)

第二十八条の二 公庫に、地方債の利子(第十九条第一項第一号又は同条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子)をいう。第二十八条の四において同じ。の軽減に資するため公営企業健全化基金(以下「基金」という)を置く。

2 公庫は、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第三十二条の二の規定による納付金の納付を受けたときは、これを基金に充てなければならぬ。

(区分経理)

第二十八条の三 基金に係る経理については、

政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

(基金の管理)

第二十八条の四 基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

2 前項に規定する資金の貸付けその他基金の運用により生ずる収益は、政令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。この場合において、当該収益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剰余があるときは、これを基金に組み入れなければならない。

3 基金は、取りくずしてはならない。ただし、前項に規定する収益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、同項の規定により組み入れられた額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。

附則中第十項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

(基金を廃止する場合の取扱)

10 基金を廃止する場合の取扱については、第二十八条の二第二項に規定する納付金を納付した地方公共団体の意見を尊重して、別に法律をもつて処理されるべきものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十五年三月十九日印刷

昭和四十五年三月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局